



東京信用保証協会レポート

Tokyo Guarantee Report 2022



東京信用保証協会

ごあいさつ



理事長
山本 隆

平素より東京信用保証協会に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年度の事業活動ならびに今年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート2022」を作成しました。ぜひ一読いただき、当協会の取組についてご理解を深めていただければ幸いです。

令和3年度のわが国経済は、持ち直しの動きが続くことが期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の台頭により感染が再拡大し、まん延防止等重点措置が発令されるなど、経済活動が大幅に抑制される状況が続きました。昨年来続く原材料価格の高まりや、エネルギー価格の高騰が世界経済の先行きに対する不透明感を助長させており、金融資本市場の変動や中国経済の減速などが国内経済に与える影響を含めて幅広く注視する必要があります。

こうした中、国は「ウィズコロナ」下での経済活動の再開、「新しい資本主義」の起動などを掲げ、中小企業者等に対し、事業承継・再生支援、生産性向上による成長促進を図る等、その事業継続を後押ししています。また、東京都においても、「新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)」等の制度融資の拡充を図り、都内中小企業者等の資金調達を強力にサポートするほか、経営基盤の強化、事業承継の円滑化、創業の促進など政策課題を掲げ、都内経済の持続的な回復を推進しました。

このような情勢下において、当協会は国や都に呼応し、金融機関との連携強化を一層図りながら、国および東京都が実施する中小企業施策に対し迅速かつ柔軟に取り組んでまいりました。金融支援では、東京都などが実施する制度融資の保証推進をはじめ、事業者の成長・発展に向け、きめ細やかな支援を実施しました。「新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)」では、事業者の保証料負担が軽減された保証制度を活用して都内中小企業者の金融円滑化に寄与しました。また、経営支援では、様々な経営課題を抱える事業者に対し、専門家派遣を通じた経営改善支援や事業計画の策定支援を推進しました。さらに、当協会の金融支援と経営支援を効果的に行うため、東京都中小企業振興公社、東京商工会議所や港区と経営支援等に関する連携の覚書を結ぶなど関係機関と連携体制を構築しました。今年度もより多くの都内の事業者の皆さまに対して支援を行えるよう、より一層親身かつきめ細やかな金融支援と経営支援に取り組んでまいります。

また、コロナ禍によって様々な分野での電子化が一段と進む中、一昨年からは開始した信用保証書の電子化は23金融機関まで取り扱いが拡大し、保証決定から融資実行までのリードタイムの短縮を実現いたしました。さらに、令和4年4月には当協会のデジタル戦略の司令塔として新たにデジタル推進室を設置し、全国の信用保証協会では初となる保証申込手続きの電子化を開始しました。今後も中小企業者や金融機関の皆さまの一層の利便性向上と協会業務の効率化に向け、電子化への取組を進めてまいります。

当協会は今後もわが国の経済を支える中小企業者のベストパートナーとして、役職員が一丸となって中小企業者を支えてまいります。引き続きご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年6月

CONTENTS

Tokyo Guarantee Report 2022

ごあいさつ 1

目次 2

プロフィール 3

経営方針

基本方針 4

第6次中期事業計画 5

令和4年度経営計画 7

令和3年度事業報告

令和3年度事業概況 9

新型コロナウイルス感染症への対応 11

創業支援の取組み 13

事業承継支援の取組み／海外展開支援の取組み
..... 16

顧客ニーズや経済・経営環境に即した
保証制度への取組み 17

条件変更の取組み 21

「経営者保証に関するガイドライン」の活用 22

「企業サポート推進プロジェクト」の取組み 23

経営サポート会議を活用した経営支援 25

「東京応援パッケージ」の取組み 26

経営改善計画策定支援事業の取組み 27

再生支援の取組み 28

東京企業力強化連携会議の取組み 30

関係機関とのネットワーク 31

地域に密着した経営支援活動の実施 32

保証書電子化等への取組み 33

その他の事業

国際関係業務 35

コンピュータ共同システム 35

外部評価委員会 36

緊急事態発生時の事業継続計画 (BCP) 36

広報活動の推進 37

各種アンケートの実施 41

業務概要

信用補完制度のしくみ 43

信用保証業務の流れ 45

保証の内容 47

信用保証料 50

信用保証メニュー（東京都制度融資） 55

信用保証メニュー（主な保証制度） 59

保証金額の最高限度一覧表 61

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を
対象企業とみなし取り扱う保証 64

管理業務 65

整理業務 66

個人情報保護 67

コンプライアンス態勢 71

定款 73

資料編

保証利用企業数 76

保証承諾 77

保証債務残高 79

代位弁済 81

代位弁済額と回収金額の推移 83

令和3年度決算 84

役員名簿 87

組織機構図 88

当協会のあゆみ 89

事業所のご案内 92

プロフィール

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが事業資金を借り入れる際「保証人」となることで、資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

基本理念

わたしたちは「信用保証」により、中小企業の活力と信用力を新しい可能性に結びつけ、経営の発展を力強くサポートします。

行動指針

対外サービス・顧客志向

「親切、公正、感謝の気持ちで、お客さまに接します」

対内的・仕事のやり方等

「新しい発想と自由な議論で、明るくやりがいのある職場を目指します」

実りある協会生活

「心もからだも健康で、自己発展をめざします」

プロフィール【2022(令和4)年3月31日現在】

根 拠 法	信用保証協会法
主 務 大 臣	(信用保証協会法第48条) 内閣総理大臣 (金融庁長官…法第50条の1に基づく権限の委任) 経済産業大臣 (地方支分部局長…法第50条の2に基づく権限の委任)
創 業	許認可取得：1937年(昭和12年)7月28日 設 立：同 8月31日 業 務 開 始：同 9月2日
基 本 財 産	3,225億円
保証利用企業数	22万企業
保証債務残高	件数：478,337件 金額：6兆7,634億円
事 業 所 数	本店・11支店
職 員 数	641名

業績の推移

(単位：百万円)

	'19(令和元)年度	'20(令和2)年度	'21(令和3)年度
保証承諾	1,331,571	6,278,632	1,239,488
保証債務残高	2,894,684	6,761,172	6,763,396
代位弁済	49,517	35,846	32,483
回 収	11,161	9,771	8,889
収支差額	6,510	0	28,429

基本方針

わが国経済の活力の源泉である中小企業者とともに歩む当協会は、環境の変化に対応して事業展開していく中小企業者のニーズに的確・迅速に応えるため、より一層中小企業者の立場に立った運営を行うとともに、当協会自らの経営基盤の充実と健全性を高めることに努めてまいります。

1 適正保証の推進

経営の発展に努める中小企業者自らが培ってきた信用力を評価するとともに、将来性や真摯な経営意欲を汲み取って信用保証を行い、中小企業者の健全かつ円滑な金融を実現するよう努めてまいります。

- (1) 個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな対応により、事業の発展に取り組む中小企業者を支援します。
- (2) 創業に向けて努力する中小企業者を支援します。
- (3) 社債の発行等資金調達が多様化に取り組む中小企業者を支援します。

2 経営支援の充実

金融機関や関係機関との連携を図りながら、中小企業者の経営改善や事業再生を推進するとともに、ビジネスフェア、産学連携等を通して、元気で活力ある中小企業者へのサポートの充実に取り組んでまいります。

3 条件変更への弾力的な対応

保証の後、中小企業者に業況変化が発生した場合は、中小企業者の実情に沿って適切に対応します。当初の返済(貸付)条件を履行することが困難となった場合でも、返済金額の減額または保証(貸付)期間の延長等によって、返済を継続することができる場合には、貸付金融機関と連携を図りつつ、返済条件の変更に弾力的な対応をいたします。

4 求償権回収と再生支援への取組み

求償権回収は、信用補完制度の健全な運営と発展のために欠くことは出来ません。求償権の回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細かな求償権管理を行い、公平かつ厳正な回収の促進に努めてまいります。そして、再生に向けて努力する企業に対しては、事業再生を支援し、さらには保証人等の生活再生に寄与してまいります。

5 業務改善と効率化の推進

環境の変化ならびに中小企業者、金融機関の多様なニーズに対応し、かつ、経営基盤の充実と健全性を確保するため、なお一層の業務の改善と経営の効率化を促進してまいります。

第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

東京信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関・関係機関との連携を図り、金融支援と経営支援の両面に全力で取り組みます。また、従前の業務手法にとらわれることなく、保証業務の電子化を始め、常に業務の見直しを行うなど自らの変革に積極的に挑み、時代の要請に応じることができる業務態勢の構築を目指します。

以下に掲げる主要項目を業務運営の基本方針として、適時適切な支援策を講じることで、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業継続・発展を支え、必要とされる存在であり続けてまいります。

コンプライアンスについては、公的機関としての使命・社会的責任を果たし、反社会的勢力等に対しては関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。

1 金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報等について情報を綿密に共有し、金融機関と信用保証協会が連携して、その役割を分担しながら、事業の継続・発展に向けた金融支援及び経営支援を推進します。

2 金融支援と経営支援の一体的取組の推進利用者の利便性向上に向けた取組

信用補完制度は中小企業金融支援の重要な柱であると認識し、国や東京都を始めとする地方公共団体が実施する制度融資について、積極的かつ適切に取り組みます。また、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの事業継続・発展を支えるため、専門家派遣等を活用した経営改善・生産性向上など、金融と経営の両面から皆さまの実情に応じた一体的な支援を推進します。

「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨を踏まえ、適切に対応します。

3 利用者の利便性向上に向けた取組

金融機関及び中小企業・小規模事業者の利便性向上のため、信用保証書の電子化対象金融機関の拡大に取り組むほか、申込手続等の電子化に向けて、必要な役割を果たしていきます。

令和4年度経営計画

1 業務環境

景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中、一部に弱さもみられます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果等もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

2 業務運営方針

中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関・関係機関との連携を図り、金融支援及び経営支援に全力で取り組みます。特に、感染症拡大を始めとする非常時・緊急時において、セーフティネット機能を発揮すべく、積極的かつ柔軟な金融支援を実施します。

また、従来の業務方法にとらわれることなく、自己の変革に積極的に取り組み、より信頼される存在となります。

さらに、保証制度の創設等を通じて、社会の一員としてSDGs達成のために積極的な貢献を行ってまいります。

(1) 金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業特性や経営課題などの企業情報、与信状況や今後の支援方針等について情報を綿密に共有し、その役割を分担しつつ、安定的な資金調達を支援します。

(2) 政策保証等の推進

国、東京都、区市町等が実施する制度融資について、その制度趣旨を踏まえ、積極的かつ適切に取り組みます。特に東京都中小企業制度融資については、東京都融資目標額を踏まえ、都内中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに万全を期すため、東京都と連携して、あらゆる状況に適切に対応できるよう組織を挙げて万全の態勢で臨みます。

「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨に鑑み、適切に対応します。

(3) 経営改善、資金繰り改善のための金融支援

経営環境の変化等によって業績が悪化した企業や、返済条件の緩和を行った企業に対し、金融機関と連携をして、借換保証や改善サポート保証等を活用した資金繰り改善に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対しては、「伴走支援型特別保証制度」等の活用で経営改善を後押しするとともに、既存の「新型コロナウイルス感染症関連制度」の借換により、資金繰り改善に寄与します。

さらに、事業転換や業態転換、多角化を目指す中小企業・小規模事業者の皆さまには、東京都制度融資「事業転換・業態転換等支援融資」の利用で、新たな事業環境への適応を支援します。

(4) 創業支援の推進

創業後5年未満のアーリーステージにある中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、低い信用保証料率が適用される創業制度等を活用することで、創業期の資金繰り安定に貢献します。

また、金融支援後も事業の進展とともに生じる経営課題の解決に向けて各種相談や専門家派遣等を行い、事業が軌道に乗るまで、金融と経営の両面から総合的かつ継続的に支援します。

(5) 小規模事業者支援の推進

金融機関・関係機関と連携し、小規模事業者の皆さまにとってメリットの多い保証制度等を活用するとともに

に、財務情報のみ偏ることなく、技術力・商品力といった非財務情報を前向きに評価しながら、事業継続・発展という局面から再生局面に至るまで、企業の経営を支え続けます。

(6) 事業承継支援の推進

金融機関・関係機関と連携し、一定の要件を満たす中小企業・小規模事業者の皆さまについては、経営者を含めて保証人を徴求せず、さらに専門家による支援・確認を受けた場合には信用保証料の引下げを行う「事業承継特別保証制度」を始め、東京都制度融資「事業承継融資」等を活用した金融支援により、円滑な事業承継を積極的に後押しします。

(7) 経営支援の充実

中小企業・小規模事業者の皆さまと対話を重ねてニーズを受け止めるとともに、金融機関と経営課題や事業特性、今後の支援方針などの情報交換を行い、皆さまにとって最も適した支援策を実施します。

また、専門部署が主体として行ってきた専門家派遣事業を全支店展開し、これまで以上により中小企業・小規模事業者の皆さまと密着し、財務改善や販路拡大、事業継続計画策定支援などに取り組みます。

さらに、「東京応援パッケージ」の取組強化や当協会が事務局を務める「経営サポート会議」、経営改善計画策定支援にかかる補助の実施等を通じて、経営支援の充実を図ります。

(8) 相談態勢の充実

各支店における窓口相談に加え、金融機関・関係機関が主催する各種経営支援イベントへの相談員派遣等を通じて、中小企業・小規模事業者の皆さまからの相談に丁寧に対応します。

また、海外展開や事業承継などに関するご相談は、部支店とともに専門のサポートデスクが対応し、公益財団法人東京都中小企業振興公社や東京都事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携しながら、有効な解決手段を提供します。

(9) 利便性向上に向けた取組と事務手続きの簡素化

中小企業・小規模事業者の皆さま及び金融機関の利便性向上のため、認証付電子保証書取扱金融機関の更なる拡大に取り組みます。

また、保証申込手続きの電子化を実施するとともに、必要書類や押印書類等の見直しを行い、事務手續の簡素化を進めます。

(10) コンプライアンスの徹底

協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、コンプライアンスの徹底に努めます。反社会的勢力等に対しては関係機関と情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切の関係遮断に取り組みます。

3 保証承諾等の計画

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

保証承諾	1兆5,000億円
保証債務残高	6兆6,000億円
代位弁済	650億円
回収	100億円

令和3年度事業概況

経済金融情勢

令和3年度のわが国経済は、持ち直しの動きが続くことが期待されていましたが、新型コロナウイルス感染症については変異株の台頭により感染が再拡大し、まん延防止等重点措置が発令されるなど、経済活動が大幅に抑制される状況が続きました。特に中小企業者等においては、経営者の高齢化や後継者不足による事業承継や過剰債務の問題もあり、経営環境はより一層厳しいものとなりました。

国及び東京都の施策

国は「ウィズコロナ」下での経済活動の再開、「新しい資本主義」の起動などを掲げ、中小企業者等に対し事業承継・再生支援、生産性向上による成長促進を図る等、その事業継続を後押ししています。東京都においても、「新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)」等の制度融資の拡充を図り、都内中小企業者等の資金調達を強力にサポートするほか、経営基盤の強化、事業承継の円滑化、創業の促進などを政策課題として掲げ、都内経済の持続可能な回復を推進しました。

当協会の取組み

当協会は、セーフティネット機能を発揮すべく、国および東京都が実施する中小企業施策への積極的かつ適切な取組みと、金融機関や中小企業団体等関係機関との連携の更なる強化を図り、都内中小企業者等の金融円滑化に寄与すべく一丸となって取り組んでまいりました。

金融支援では、地方公共団体が実施する制度融資の保証推進をはじめ、事業者の成長・発展に向け、きめ細やかな支援を実施しました。先に述べた「新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)」など、事業者の保証料負担が軽減された保証制度を活用し、都内中小企業者等の金融円滑化に寄与しました。

経営支援においては、様々な経営課題を抱える事業者に対し「企業サポート推進プロジェクト」を活用した専門家派遣による経営改善支援や事業計画の策定支援等について、感染防止対策を十分に取りながら、当初の計画を大きく上回る派遣実績をあげました。また、地方公共団体や中小企業支援機関と経営支援に関する覚書を締結するなど、経営支援における連携体制の整備を進めています。他方で、「東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)」の全体会議や、経営サポート会議等に関しては、非対面・非接触型の新しい形態を導入するなど、状況に応じた経営支援を実施しました。

創業支援、事業承継支援および海外展開支援においては、各支店ならびに専門の各サポートデスクによる相談・支援体制を維持しつつ、金融機関との情報交換や中小企業者等への情報発信を行いました。

再生支援においては、中小企業再生支援協議会(現「中小企業活性化協議会」)等の支援機関および金融機関との連携を密にし、ニーズに応えるべく幅広い再生支援策に取り組みました。

42協会が参加しているコンピュータ共同システムにおいては、制度改正などのシステム対応を迅速かつ確実に行うとともに、認証付電子保証書の利用を推し進め、保証決定から融資実行までの期間短縮に寄与することで、より迅速に事業者へ資金が供給されるよう努めました。

令和3年度事業実績

令和3年度の保証承諾は8万5,493件、1兆2,395億円となり、前年度に比べ件数で約30%、金額で約20%の実績となりました。

代位弁済は2,724件、325億円と件数、金額ともに引き続き減少しました。

求償権の回収総額は89億円となり、前年度に比べ、9%減少しました。このうち無担保求償権からの回収は63億円です。また、保証協会債権回収㈱(保証協会サービサー)東京営業所による委託回収額は53億円となっています。

《令和3年度の事業実績》

保証承諾	8万5千件(△71.0%)	1兆2,395億円(△80.3%)
保証債務残高	47万8千件(+3.3%)	6兆7,634億円(±0%)
代位弁済	2,724件(△18.6%)	325億円(△9.4%)
回収		89億円(△9.0%)
利用企業	22万企業	

()内は前年度比

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対応する保証の推進

令和3年度も前年度同様、中小企業者のニーズや経済・経営環境を踏まえた下記の保証制度等による金融支援を行いました。

①・全国統一保証制度融資 伴走支援型特別保証制度【略称：伴走特別】

- ・東京都制度融資 新型コロナウイルス感染症対応融資(全国制度)【略称：伴走全国】

受付期間 令和3年4月～

融資限度額 4,000万円(令和3年4月～令和4年1月)

6,000万円(令和4年2月～)

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けた中小企業者に対して、信用保証料補助のある保証制度を設けることで、中小企業者の資金繰りの安定を図りました。

※令和3年度保証実績 伴走特別 41億円

伴走全国 1,424億円

②・東京都制度融資 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資【略称：伴走対応】

受付期間 令和3年4月～

融資限度額 4,000万円(令和3年4月～令和4年1月)

6,000万円(令和4年2月～)

伴走全国を含む伴走支援型特別保証制度の融資限度額の範囲内では必要な資金調達を賄うことができない中小企業者に対して、信用保証料補助のある保証制度を設けることで、資金繰りの安定を図りました。

※令和3年度保証実績 383億円

③・東京都制度融資 危機対応融資【略称：危機対応】

受付期間 令和3年4月～令和3年12月

新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受け、危機関連保証に関する市区長村の認定を受けた中小企業者に対して、信用保証料補助のある保証制度を設けることで、資金繰りの安定を図りました。

※令和3年度保証実績 479億円

④・東京都制度融資 事業転換・業態転換等支援融資【略称：事業・業態転換】

受付期間 令和3年6月～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、DXの活用等により、事業転換や事業の多角化、デリバリー等の業態転換に取り組む中小企業者に対して、信用保証料補助のある保証制度を設けることで、資金繰りの安定を図りました。

※令和3年度保証実績 11億円

新型コロナウイルス感染症に対応した各種取組み

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者に対して迅速な保証が滞りなく出来るよう、感染症対策を前年度に引き続いて実施しました。

時差通勤に加え、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の間中はテレワークを実施しました。また、職場でのマスク着用と手指のアルコール消毒を励行する等、協会職員間の感染防止を心がけてきました。また、当協会が主催するセミナーやスクールは、感染状況に応じてリモート実施もしくは対面を取り交ぜたハイブリッド実施としました。採用活動も前年度同様、Zoomによる面接を実施しました。

ポストコロナを見据えた他機関との連携(覚書締結)

当協会では従来から関係機関との連携を行っていますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、様々な経営課題を抱える中小企業者に対してきめ細やかな金融支援と経営支援を効果的に行うため、公益財団法人東京都中小企業振興公社、東京商工会議所、港区、TKC東京5会(東・東京会、東京都心会、東京中央会、城北東京会、西東京山梨会)の各機関とそれぞれ中小企業の経営支援等に関する連携の覚書を締結し連携体制を構築しました。

《各関係機関との締結日》

- ・令和3年11月1日 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- ・令和3年12月16日 東京商工会議所
- ・令和4年2月7日 港区
- ・令和4年3月9日 TKC東京5会



令和4年2月7日 港区との「中小企業の支援に関する連携協力協定書」締結式



オンライン(Zoom)を利用して採用面接を行いました



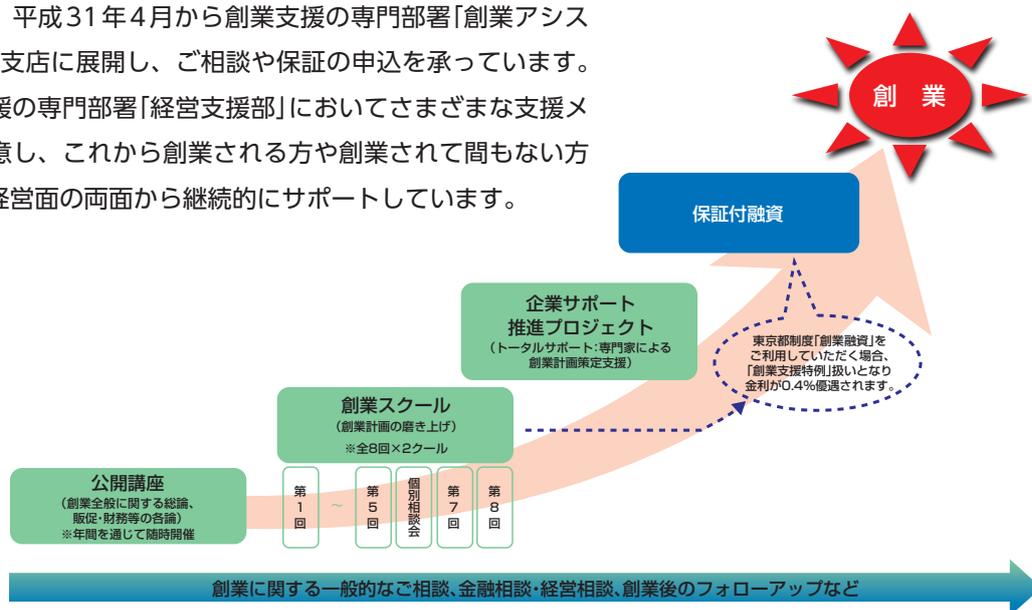
デスク間に透明なアクリル板を設置しています



各部支店の店舗や入り口にアルコール消毒液を設置しています

創業支援の取組み

当協会では、平成31年4月から創業支援の専門部署「創業アシストプラザ」を全支店に展開し、ご相談や保証の申込を承っています。また、経営支援の専門部署「経営支援部」においてさまざまな支援メニューをご用意し、これから創業される方や創業されて間もない方を、金融面・経営面の両面から継続的にサポートしています。



▶ 創業者向け公開講座(創業セミナー)

創業予定者や創業後間もない方を対象に、創業に必要なノウハウや経営に役立つ知識等を習得していただくセミナーを開催しています。



令和3年度の公開講座

創業者向けカフェテリアセミナー

《会場およびオンライン開催》

日程	テーマ	講師
R3.6.13	創業前に考えておきたい10コのポイント	アールズフィールド株式会社 中小企業診断士 石井 律子 氏
	先輩起業家とのトークセッション	アールズフィールド株式会社 中小企業診断士 石井 律子 氏 Caféむすび 江原 佳美 氏

《オンライン開催》

日程	テーマ	講師
R3.12.7 ～12.17	創業するなら！これだけは知っておこう。考えておこう	エフ・ブルーム株式会社 中小企業診断士 大江 栄 氏
	先輩起業家とのトークセッション	エフ・ブルーム株式会社 中小企業診断士 大江 栄 氏 サファリカレーショップ 代表 安部 美紀 氏 Tea Shop Parvati 代表 岡本 麻衣子 氏

創業スクール

具体的なビジネスプランをお持ちの方を対象に、少人数のゼミナール形式で、ディスカッションを交えながら、“人に見せて話せる”創業計画書の作成を目指す「創業スクール」を開講しています。



令和3年度の創業スクール

	日程	テーマ	講師
第29期	R3.7.7	<経営>創業の心がまえとは？／創業アイデアをまとめよう	アールズフィールド株式会社 中小企業診断士 石井 律子 氏
	R3.7.14	<販売方法>売れる仕組みづくりを考えよう	
	R3.7.21	<販売方法>ファンを作るための販売促進を考えよう	
		<経営>個人？それとも法人にする？	
	R3.7.28	<財務>利益の出し方を考えよう	
	R3.8.4	<財務>いくらお金がかかるか、資金調達の仕方を考えよう	
	R3.8.11	<個別相談会>ビジネスプランの悩みを解決しよう	
	R3.8.18	<人材育成>組織を作るのに必要なことは	
		<先輩起業家体験談>先輩起業家からヒントをもらおう	
	R3.8.25	<ビジネスプラン発表会>ビジネスプランを発表しよう	
第30期	R4.1.12	<経営>創業するって、事業主になるって、どういうこと？	エフ・ブルーム株式会社 中小企業診断士 大江 栄 氏
	R4.1.19	<販売方法>情報収集と市場環境の把握の方法を知ろう／お客様は誰？	
	R4.1.26	<販売方法>買ってもらえる仕組みを考えよう	
	R4.2.2	<人材育成>創業のカタチを知ろう／創業チームのつくり方、育て方	
	R4.2.9	<財務>売上は上がる？利益は出る？	
	R4.2.16	<個別相談会>しっかり相談。プランを練り上げよう！	
	R4.2.23	<財務>何にいくら必要？どうやって調達する？	
	R4.3.2	<ビジネスプラン発表会>みんなでプランの発表会	

「企業サポート推進プロジェクト」における創業計画策定支援

平成27年4月に発足した「企業サポート推進プロジェクト」は、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決スキームとして多くのお客さまにご活用いただいています。

平成28年4月のサポートメニュー拡充により、新たに創業計画の策定支援が本プロジェクトによる支援対象となり、当協会主催の創業スクール等を修了した方にご利用いただいています。創業計画について専門家の目線から直接のアドバイスを受けることは、より一層のブラッシュアップにつながり、積極的に推進しています。

創業事例動画と創業事例リーフレット

経営支援部では、創業の具体的事例を通じて、今後の当協会における創業支援の施策等に役立てるとともに、これから創業を考えている方の参考として活用していただくことなどを目的として、「創業事例動画及びリーフレット」を制作しています。これらは当協会ホームページにてご覧いただけます。



信用保証

創業の際に必要な事業資金を金融機関から借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、資金調達をサポートします。

当協会の信用保証により、金利面等が有利な東京都制度融資や区市町の融資制度をご利用いただくことができます。

また、当協会では、平成27年4月に創業関連保険における保証料率の引下げを実施し、創業初期のライフステージにある中小企業者等の資金調達のより一層の円滑化を後押ししています。

【令和3年度 創業5年未満の中小企業者への保証実績】

保証承諾件数 14,171件

保証承諾額 1,471億円

東京都制度融資「創業」 制度概要

(令和4年3月31日現在)

制度名	東京都制度融資「創業融資」【略称：創業】
融資対象	次の①から③のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人で、または2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的な計画を有するもの ②創業した日から5年未満の中小企業者または組合 ③分社化しようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の会社
融資限度額	3,500万円
資金用途	運転資金・設備資金
融資期間	運転資金は7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金は10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	分割返済(据置期間1年以内を含む)
融資利率	【固定金利】(カッコ内は責任共有制度対象外の場合) 融資期間 3年以内……………1.9%以内(1.5%以内) 3年超5年以内……………2.1%以内(1.6%以内) 5年超7年以内……………2.3%以内(1.8%以内) 7年超……………2.5%以内(2.0%以内) 【変動金利】(カッコ内は責任共有制度対象外の場合) 短プラ+0.7%以内(短プラ+0.2%以内) ※区市町村の認定特定創業支援等事業による支援、または商工会議所・商工会・東京都中小企業振興公社・東京信用保証協会による認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けたものは「創業支援特例」扱いとして、上記金利より0.4%優遇された金利を適用。
担保	原則として不要
保証人	法人代表者以外は原則として不要
保証料率	当協会所定の保証料率(東京都が信用保証料の2分の1を補助)

【創業関連保険に係る保証の保証料率】

1企業にかかる保証付融資合計額	保証料率(年%)
500万円以下	0.35
500万円超 1,000万円以下	0.50
1,000万円超	0.60

創業支援機関等との連携

当協会では、東京都・区市町をはじめ、さまざまな創業支援機関と連携し、創業予定者や創業後間もない方をさまざまな形でサポートしています。創業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣や個別相談会への相談員の派遣を通じて、起業家マインドの醸成や創業保証への理解促進等に努めています。



TOKYO創業ステーション

事業承継支援の取組み

事業承継サポートデスクの設置

事業承継支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

令和3年度
事業承継サポートデスクの実績

相談対応実績 444件
保証承諾件数 33件
保証承諾額 1,934百万円



信用保証

事業承継に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

令和3年度
東京都制度融資「事業承継」の保証実績
保証承諾件数 32件
保証承諾額 1,541百万円

海外展開支援の取組み

海外展開サポートデスクの設置

経営支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

令和3年度
海外展開サポートデスクの実績

相談対応実績 62件
保証承諾件数 21件
保証承諾額 465百万円



信用保証

海外展開に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

令和3年度
東京都制度融資「海外展開」の保証実績
保証承諾件数 4件
保証承諾額 120百万円

顧客ニーズや経済・経営環境に即した保証制度への取組み

借換保証の取組み

借換保証には、既存の保証付借入金を一本化し返済期間(返済ペース)を見直すことで、中小企業者の月々の返済額の軽減を図ることが可能となる場合や、月々の返済負担をほぼ変えないまま真水(ニューマネー)の追加ができる場合がある等のメリットがあります。

とりわけ、平成25年3月に取扱いを開始した東京都制度融資「特別借換」は、原則として既存の保証付融資のすべてが借換の対象であり、従業員数が20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の小規模企業者に対し、東京都から信用保証料の2分の1の補助が実施されるなど、より一層中小企業者の資金繰り改善に資する制度として多くのお客さまにご活用いただきました。

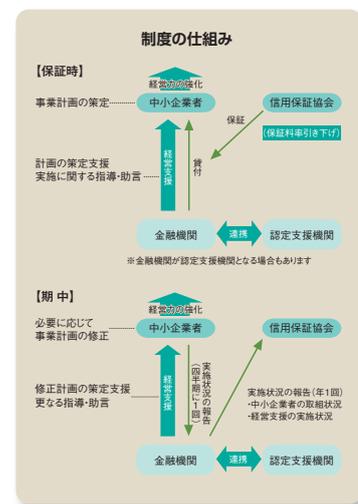
また、平成28年3月には、国による中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた資金繰り支援策として、全国統一制度「借換保証制度」の制度要綱を改正し「条件変更改善型借換保証」(略称「条変改善借換」)の取扱いを開始しています。本保証は、既往の保証付融資の全部または一部について返済条件を緩和中であって、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者を対象としています。保証期間を最長15年までとることができること、事業計画の内容に応じて真水部分(ニューマネー)を上乗せした借換も可能であること等の特長があり、中小企業者の金融正常化ならびに経営改善に資するものとして取り組んでいます。平成28年10月からはニューマネーを上乗せする場合は、返済の据置期間を2年以内まで拡大する取扱いが開始され、さらに利便性の高い制度になりました。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、一定の要件を満たす場合に返済のリスケジュールが出来る東京都制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急借換」(略称:「感染症借換」)を取扱いし、令和2年5月から令和3年3月まで、一部実質無利子・保証料ゼロに拡充した支援を行いました。

経営力強化保証の取組み

平成24年10月、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業の経営力の強化を図ることを目的とした「経営力強化保証制度」が創設され、令和2年度は、全国統一制度「経営力強化保証制度(略称:経営力強化)」ならびに東京都制度融資「経営強化融資 強化支援【経営力強化保証制度】(略称:強化支援)」を取扱いしました。

本制度では、金融機関及び認定支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画を策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行い経営改善に積極的に取り組む中小企業者に対し、保証申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用し、中小企業者の経営改善を後押ししています。



経営力向上関連保証の取組み

中小企業等経営強化法の施行にともない「経営力向上関連保証」が創設され、平成28年7月より取扱いを開始しました。本保証は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資等の取組みについて主務大臣の認定を受けた「認定経営力向上計画」に従って経営力向上にかかる事業を実施する中小企業者を対象としています。なお、保証の対象となる資金は、認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上にかかる事業のうち、新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金です。

セーフティネット保証の取組み

取引先等の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本制度は経済産業大臣が指定する一定の要件(中小企業信用保険法第2条第5項の第1号から第8号)に該当することを要し、中小企業者が住所地の区市町村長の発行する認定書を取得してお申込みいただくこととなります。セーフティネット保証をご利用の場合は、通常の保証限度である2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)とは別に追加の保証をご利用いただけます。なお、ご利用の際の保証料率は一律となっています。

このうち、新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号の保証実績は29,465件、4,416億円となり、セーフティネット保証5号の保証実績は3,494件、759億円となりました。

(令和4年3月31日現在)

対象者	要件	主な指定案件	保証割合
1号 大型倒産(再生手続開始申立等)により影響を受けている中小企業者	倒産業者と直接取引があり、当該事業者に売掛金等を有していること、等		100%
2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者	事業活動の制限を行っている取引先企業との取引割合が20%以上であり、売上高等が減少していること、等		100%
3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定事業を営む中小企業者	指定地域において指定業種を営んでいて、指定を受けた災害等により売上高等が減少していること、等	(過去の事例) O-157関連	100%
4号 特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者	指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていること、指定を受けた災害等の影響により売上高等が減少していること	新型コロナウイルス感染症	100%
5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者	指定業種を営み、定められた事由により経営の安定に支障を来している(売上の減少等)こと、等		80%
6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者	破綻金融機関と金融取引を行っている、適正かつ健全に事業を行っているにもかかわらず、金融取引に支障を来している、等		100%
7号 金融機関の合理化(支店の削減等)により借入が減少している中小企業者	取引金融機関の経営の合理化等の実施により、当該金融機関からの借入が減少している、等		80%
8号 整理回収機構(RCC)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生が可能な者	RCCに貸付債権が譲渡され、金融機関借入が減少しているが、事業再生計画を作成している、等		80%

危機関連保証の取組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業者等の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、国は制度創設以来初めてとなる、危機関連保証の発動を決定し、令和2年3月13日に官報に告示され、取扱いが開始されました。令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の都制度「危機対応」、全国制度「危機関連」の保証実績はそれぞれ、1,345件、479億円、15件、5億円となっています。

特定社債保証制度の取組み

中小企業者が発行する社債に対して保証を行うことで、直接、資本市場からの資金調達を可能にする特定社債保証制度は、中小企業者の資金調達の多様化を図ることを目的として平成12年4月に創設されました。一定の財務要件を適債基準として、その適債基準を満たす優良企業を対象としています。

社債発行限度額は5億6,000万円ですが、保証割合が80%のため保証限度額は4億4,800万円となります。また社債発行額2億5,000万円(保証額2億円)までは無担保での取扱いとなっています。

台風被害で経営に影響を受けた中小企業者への取組み

令和元年10月に発生した台風19号及び台風21号による災害では、その被害が都内の広範囲に及びました。当協会では、同災害により経営に支障が生じている中小企業者等を対象とした特別相談窓口を設置しました。あわせて、同災害が激甚災害に指定され、さらに経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定要件として追加される等の措置が講じられたことをうけ、災害関係保証及び経営安定関連(セーフティネット)保証4号にかかる保証の取扱いを開始し、個別企業の実情に応じたきめ細やかな対応・支援について一層の充実を図りました。なお、令和3年度は、東京都内において経営安定関連(セーフティネット)保証4号が指定された地域はありませんでした。

【制度概要】

(令和4年3月31日現在)

制度名	東京都制度融資「災害復旧資金融資」【略称：災】
融資対象	知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
融資限度額	2億8,000万円
融資形式	証書貸付(貸付期間1年以内の場合、手形貸付も可能)
融資期間	15年以内
返済方法	分割返済(融資期間1年以内の場合、一括返済も可能)
融資利率	①責任共有利率…固定金利1.7% ②全部保証利率…固定金利1.5% ※1億円以下の部分については、東京都の補助あり (①1.2%、②1.0%)
担保	原則として保証付融資の無担保残高が8,000万円超の場合は必要
保証人	法人代表者(組合は代表理事)以外は原則として不要
保証料率	当協会所定の保証料率(東京都が信用保証料の全額を補助します)
必要書類	通常の申込書類等のほか、り災を証明する書類が必要

特別相談窓口等の設置

当協会では、大型倒産や金融機関等の破綻・自然災害等、多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に「特別相談窓口」等を本・支店保証課等に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和4年3月31日現在の相談窓口は次の通りです。特別相談窓口はもちろんのこと、ご相談は随時お受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◀(特別)相談窓口▶

- 東日本大震災
- 平成28年熊本地震
- 令和元年台風第15号
- 新型コロナウイルス
- 賃金水準上昇対策
- 資金繰り
- 令和元年台風第19号
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等

(令和4年3月31日現在)

提携保証制度の実施

当協会では、中小企業のお客さまのニーズに対応した信用保証を行うべく、金融機関や各関係機関と密に連携した提携保証制度を実施しています。

1. 東京都中小企業振興公社との提携保証《スピリッツ》

都内中小企業に対して幅広い支援事業を実施している東京都中小企業振興公社とタイアップした保証制度《スピリッツ》を平成18年1月から取扱いしていますが、令和2年4月より制度を一部改正しました。この改正により、東京都中小企業振興公社が千代田区丸の内で運営し、当協会も融資相談ブースを常設している「TOKYO創業ステーション」を利用しながら事業の発展を目指している中小企業者に対し、ファイナンス機能を結びつけることで、経営支援と金融支援を連携して提供するものです。

- 対象：振興公社が実施している支援事業のうち、以下のいずれかの事業を活用している中小企業者であって、支援事業毎に定める以下の要件に該当し、かつ振興公社の推薦のある者。
- 融資限度額：3,500万円以内
- 融資期間：運転・設備ともに10年以内(据置1年以内)
- 融資利率：責任共有制度対象の場合 固定金利 1.5%以内
責任共有制度対象外の場合 固定金利 1.3%以内
- 返済方法：均等分割返済(元金据置は1年以内)
- 連帯保証人、保証料率等は、一般の保証制度と同様。原則として無担保とする。
- 取扱金融機関：当協会約定締結金融機関
- 申込方法：原則として斡旋申込(振興公社での申込受付)とする。
- 経営指導等：保証後3年間、振興公社の経営指導等が無料で受けられる。

2. 東京商工会議所提携創業支援融資保証制度《ウィング》

創業支援に積極的に取り組んでいる当協会では、同様に創業支援に力を入れている東京商工会議所とタイアップした創業支援融資保証制度《ウィング》を平成18年4月より取扱いしています。

この制度は、東京商工会議所の経営相談機能と当協会のファイナンス機能を結びつけることで、創業者に対し事業のプランニングからファイナンス、創業後のフォローアップまでパッケージ化した質の高いサービスを提供するものです。

【ウィングの概要】

- 対象：東商・創業ゼミナールを修了した方、もしくは東京商工会議所が実施する「創業計画審査会」において認定書を授与された方で一定の要件を満たす方。
- 融資限度額：2,500万円以内
- 融資期間：運転7年・設備10年
- 貸付利率：本制度所定の利率
- 返済方法：分割返済(据置期間は1年以内)
- 連帯保証人、担保、保証料率は当協会の定めによる。
- 取扱金融機関：当協会約定締結金融機関であって当協会及び東商と同制度にかかる覚書を締結した金融機関

条件変更の取組み

当協会では、中小企業者の経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでいます。とりわけ平成21年12月の中小企業金融円滑化法施行後は条件変更の申請が急増しましたが、同法の趣旨を十分に踏まえた上で金融機関との連携を強化し、中小企業者の資金繰り円滑化に積極的に対応してきました。

同法は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当協会では引き続き中小企業者の実情に応じた条件変更を柔軟に行うことで資金繰り改善を支援するとともに、条件変更後の返済状況・経営状況等を踏まえ、「企業サポート推進プロジェクト」をはじめとする経営支援メニューや借換保証等を通じた正常化支援に積極的に取り組んでいます。

《条件変更承認件数の推移》

(単位：件、%)

	令和2年度		令和3年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
合計	45,049	89.3	43,439	96.4
期間延長・返済方法変更	41,022	87.5	37,918	92.4
その他の変更 ^{注)}	4,027	113.1	5,521	137.1

注) その他の変更は、法人成りによる債務引受や担保変更等です。

条件変更承認件数推移



「経営者保証に関するガイドライン」の活用

当協会では平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度(略称：経保GL保証)」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から新たに金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

①保証時の取扱い

次のア～エのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取扱いをすることができます。

ア. 金融機関連携型

取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている(または図ろうとしている)こと。

イ. 財務要件型

直近決算期において特定社債保証制度(私募債)と同様の財務要件を満たしていること。

ウ. 担保充足型

申込人または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること。

エ. その他

個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

②期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、①保証時の要件ア～エのいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、①保証時の要件アに該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

③事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資について、原則として後継者(新経営者)の保証追加は行いません。ただし、事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者の保証解除を希望し、既往の保証付融資に事故または延滞がなく約定償還が見込まれる場合、条件変更により原則として後継者(新経営者)の保証を追加し、前経営者の保証を解除します。

なお、事業承継時も②期中時の取扱いにより、後継者(新経営者)の保証を追加することなく前経営者の保証を解除することができます。

④金融機関の責務

経営者保証を不要とする保証付融資が完済となるまで、中小企業者から適時適切な財務情報等の取得に努め、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに、決算書等財務諸表一式を当協会に提出していただきます。また、①のア. 金融機関連携型の要件により保証付融資を実行した後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

「企業サポート推進プロジェクト」の取組み

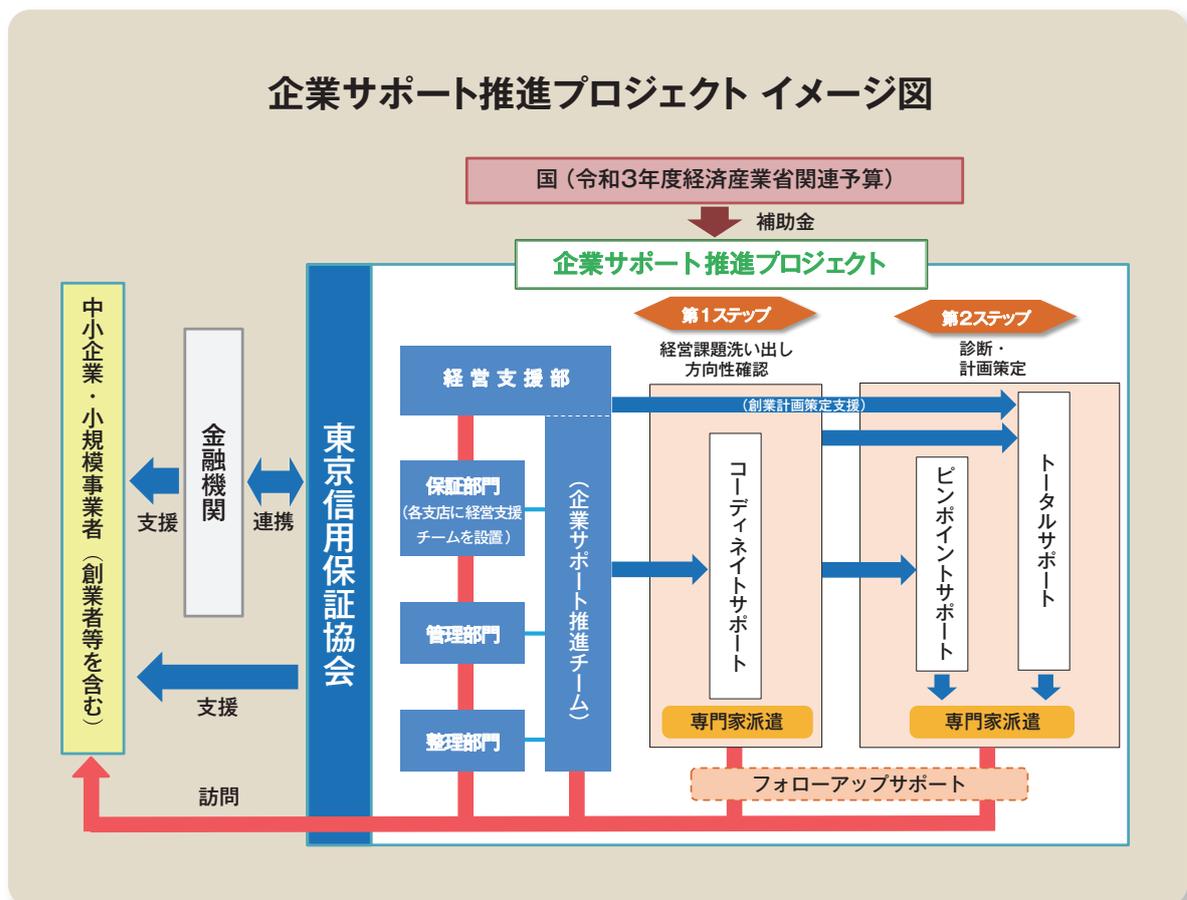
当協会では、業績低迷が続いている中小企業者への期中支援、経営支援の強化を図るため、平成24年4月に専門部署「経営支援部」を創設し、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進してきました。

中小企業金融円滑化法施行後に急増した返済条件緩和等の保証条件変更承認件数は、その後減少傾向にありますが、こうした企業の中には、経営改善の手法や経営改善計画の策定に不慣れな先が多く、当協会が実施しているアンケートにおいても、多くの保証利用企業が当協会や専門家などに相談したい経営課題があると回答しています。

このような状況を踏まえ、より踏み込んだ経営改善のサポートを行うことで、金融の正常化及び事業継続に向けた道筋をつけ、地域経済を支える中小企業者の成長発展に寄与することを目的として、平成27年4月、国による「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決支援スキーム「企業サポート推進プロジェクト」の取組みを開始しました。

平成28年4月には創業計画の策定支援まで対象を拡充し、さらに平成29年4月には事業承継や生産性向上の支援まで対象を拡充しました。また、すでに本プロジェクトによるサポートを受けられたお客さまへの継続的なフォローアップを実施するなど、より身近に寄り添う経営支援を展開しています。

企業サポート推進プロジェクト イメージ図



(令和4年3月31日現在)

「企業サポート推進プロジェクト」の概要

本プロジェクトの統括・専任組織として、経営支援部内に「企業サポート推進チーム」を設置しています。さらに、企業との接点となる各部・支店にもそれぞれ「経営支援チーム」等を編成し、協会全組織をあげて直接対話の支援訪問を実施。このうち、本プロジェクトによる診断・サポートが効果的であると思われるお客さまに対し、本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進しています。

この専門家派遣においては、最初にすべての申込企業に対し「コーディネートサポート」と呼ばれる初期診断を実施し、専門家によるヒアリングを通じて企業の窮境状況や真の経営課題を洗い出します。「コーディネートサポート」後は、経営診断・課題解決支援である「ピンポイントサポート」、経営改善計画や創業計画の策定支援を行う「トータルサポート」、すでにサポートを受けた方のさらなる改善を後押しする「フォローアップサポート」を本プロジェクトの支援メニューとして用意しています。また、必要に応じて他の支援機関へのあっ旋等も柔軟に行っています。

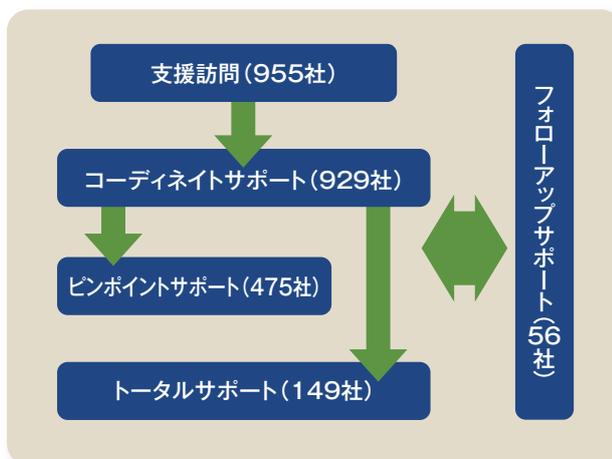


専門家団体との連携

本プロジェクト稼働に際し、当協会は、東京都中小企業診断士協会、東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)、日本公認会計士協会、東京税理士会及び東京都行政書士会の各専門家団体と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

「コーディネートサポート」は、この覚書に基づき、中小企業診断士等の各専門家と当協会職員が帯同して対象企業へ訪問する形で実施しています。

令和3年度の利用実績



本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進すべく、955社のもとへ訪問し、中小企業者との直接対話を実施しました。このうち「コーディネートサポート」を行ったのは929社、さらにここから「ピンポイントサポート」への移行したのが475社、「トータルサポート」への移行が149社、また、「フォローアップサポート」を56社に実施し、この専門家派遣をご活用いただきました。

経営サポート会議を活用した経営支援

経営サポート会議とは

経営改善計画を有する中小企業者と取引金融機関とが一堂に会して情報共有を行うことで、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。資金繰りの現状や今後の経営改善計画を取引金融機関に説明して、返済方法の変更等の協力を要請したいといった中小企業者の依頼に基づき、東京企業力強化連携会議の事務局である当協会がそのネットワークを活用し、各取引金融機関へ参加をよびかけることにより開催します。令和3年度は、延べ31回の経営サポート会議を開催し、個別中小企業者の経営改善をサポートしました。

対象者

以下のすべての要件を満たす中小企業者が経営サポート会議をご利用いただけます。

1. 東京信用保証協会の保証付借入残高がある
2. 具体的な経営改善計画を有している
3. 前項の経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している金融機関がある

開催準備から具体的支援までの流れ

(1) 事前協議

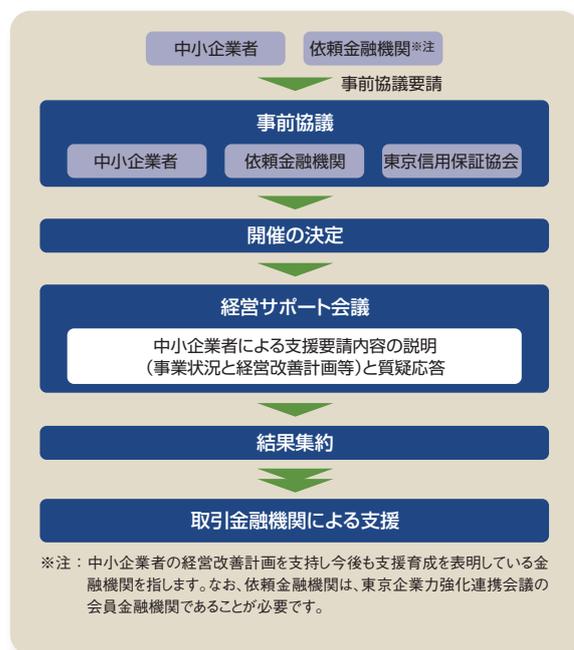
具体的な経営改善計画を有する中小企業者、その経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している取引金融機関(依頼金融機関)及び事務局である当協会の3者により、経営サポート会議開催に関する方向性について事前協議をします。

(2) 経営サポート会議の開催

当協会が事務局として、取引金融機関等に対し、経営サポート会議の開催をよびかけます。同会議では、経営改善計画の詳細や取引金融機関への要請事項(返済方法変更等)についての中小企業者本人による具体的説明や質疑応答等を通じて、課題解決の方向性を探ります。

(3) 取引金融機関による支援

要請事項に対し各取引金融機関より同意の回答が得られた場合は、中小企業者の経営改善に向けて各取引金融機関による具体的支援が実施されます。



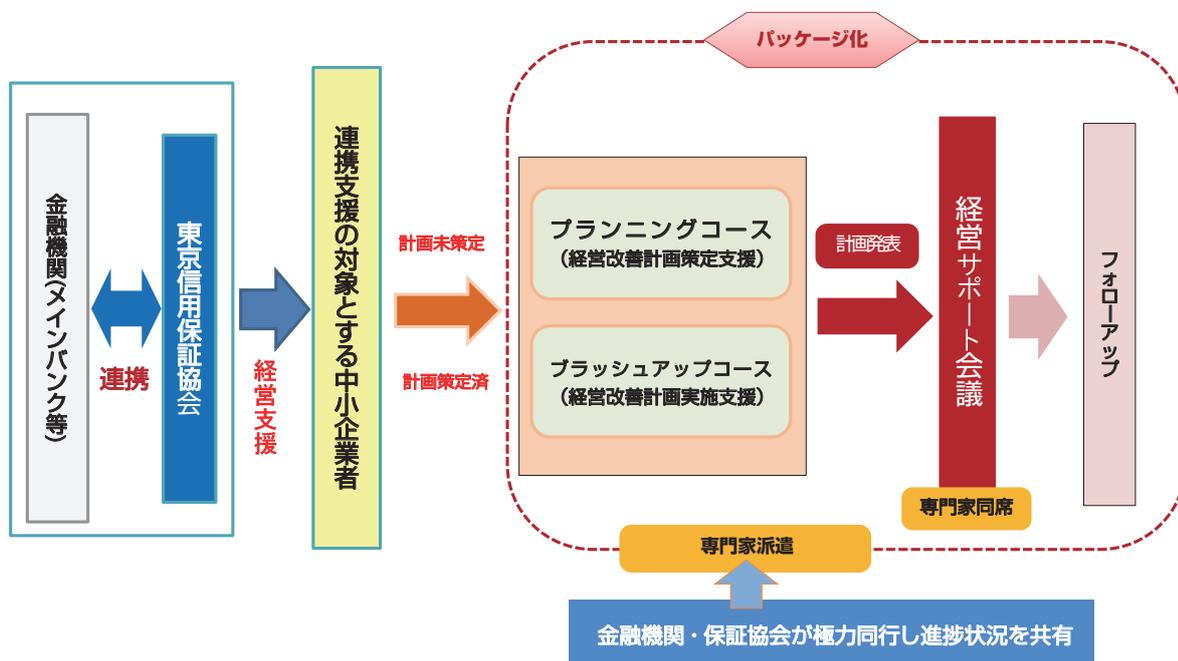
「東京応援パッケージ」の取組み

金融機関の皆さまとの連携を深め、より踏み込んだ経営支援を行っていくために、平成30年4月より新たな経営支援メニュー「東京応援パッケージ」の運用を開始しました。

「東京応援パッケージ」とは

- ・「金融機関+信用保証協会+専門家」による総合支援です。
企業サポート推進プロジェクトにおける専門家派遣事業をベースとして、当協会と金融機関が連携し、計画策定支援を共に行ない、経営サポート会議における計画発表までを一貫して支援します。
- ・経営改善計画等を策定していない先に対しては、プランニングコースという名称で計画策定支援を行います。以前に計画を策定したが、思うように改善が進んでいない先等に対しては、ブラッシュアップコースという名称で、計画実現のための施策の具体化や計画の見直しなどを行います。
- ・「金融機関+信用保証協会+専門家」の3者が同行して、進捗状況を共有しながら支援を進めます。
- ・策定した計画は原則として経営サポート会議で発表を行います。
計画策定支援を担当した専門家は同会議に同席し、計画発表の際にも協力します。

「東京応援パッケージ」の概要イメージ



令和3年度の利用実績

利用申込数 24社

東京応援パッケージにかかる経営サポート会議開催数 13回

経営改善計画策定支援事業の取組み

経営改善計画策定支援事業とは

事業内容や財務状況等、経営上の課題を抱えながら、条件変更や融資(借換融資、新規融資)などの金融支援が必要な中小企業者が、国の認定を受けた専門家(認定支援機関)の助けを得て経営改善計画を策定する場合、同計画策定に要する費用について、総額の3分の2(事業者の規模等に応じ十数万円から上限200万円)までを国が負担する制度です。

経営改善計画策定支援事業にかかる補助の実施

当協会では、中小企業者の経営改善計画の策定を推進し、もって中小企業者の経営改善・事業再生に資することを目的として、国が実施する経営改善計画策定支援事業に関して、経営改善計画策定支援費用の一部補助を実施しています。

(1)対象

当協会による補助は、次のすべてを満たす中小企業者を対象としています。

- ①事業再生計画実施関連保証を申し保証承諾に至ること。
- ②同保証の審査にあたり、経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善計画を策定し、当協会が主催する経営サポート会議において同意が得られること。
- ③経営改善支援センター(経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口)が経営改善策定支援事業に基づく費用支払を決定すること。

(2)当協会による補助の範囲

経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善策定支援費用(ただしモニタリング費用を除く)のうち、6分の1(自己負担分の2分の1)かつ50万円を限度としています(1千円未満は切捨)。



再生支援の取組み

過去に経営環境の変化等によって大幅な業績悪化や経営破綻を招いた中小企業の中には、企業再生に向けて努力した結果、事業の再建に見通しが出てきた企業も少なくありません。

当協会では、平成17年4月、企業再生にかかる専門部署として「再生支援センター 再生支援課」を創設し、平成24年4月の「経営支援部」創設時に業務を同部「企業支援課」に移管しました。また、平成27年4月より名称を「経営支援課」とし、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進しています。

平成18年度には、国の中小企業政策審議会の答申を踏まえた要件の見直し等があり、求償権消滅保証の取扱いが可能になったことで、再生支援保証の実績が大幅に増加しました。当協会では再生支援保証を、雇用の維持、連鎖倒産の防止、集客力低下の防止、地域経済における消費の維持が図られること等、非常に重要な制度と考えており、同制度を推進するために東京都中小企業再生支援協議会や他の中小企業支援機関等と協力関係を築いています。

また、再生支援企業(中小企業再生支援協議会等が関与した企業や求償権消滅保証等再生関連保証の利用企業)に対して、定期的にモニタリングを実施して業況把握に努め、追加資金の保証申込や返済方法の見直しをはじめ、様々なご相談をお受けしています。

東京都中小企業再生支援協議会との連携

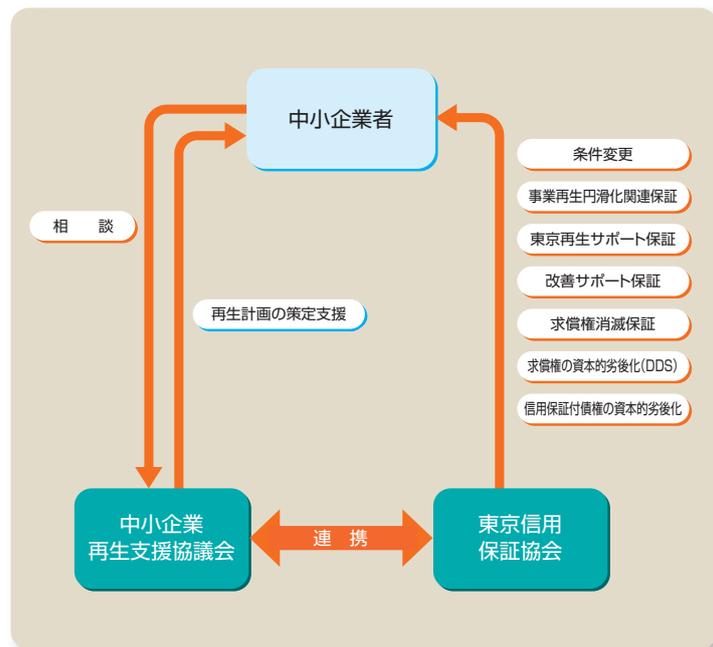
「中小企業再生支援協議会」は、中小企業の再生支援を目的に各都道府県に1つずつ設置されている公的機関です。

弁護士や公認会計士、金融機関での再生実務経験者等の専門家で構成されており、東京では東京商工会議所に設置されています。

平成19年8月には事業再生計画期間中の金融支援を目的とした「事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)」が国の制度として制定され、当協会は全国に先駆けて実行し、平成20年3月には、これも全国で初めての試みとなる「求償権の資本的劣後化(DDS)」による事業再生にも取り組みました。

平成26年1月には、「事業再生計画実施関連保証」(略称：改善サポート)が創設され、事業再生計画実行段階での金融支援も可能となりました。また、DDSについては、求償権だけではなく信用保証付債権(代位弁済前の債権)も対象となりました。

その他、中小企業再生支援協議会が策定に関与した事業再生計画に基づいた「求償権の放棄」や、「求償権の不等価譲渡」等、様々な再生手法による取組みを実施しています。

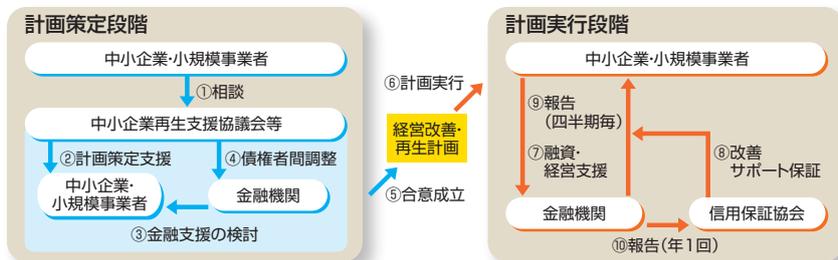


事業再生計画実施関連保証

中小企業再生支援協議会が策定に関与した計画や、信用保証協会が事務局を務める「経営サポート会議」において検討・合意された計画等、所定の経営改善・再生計画に基づき事業再生を

行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な推進を図り、もって中小企業の活力の再生をはかることを目的として、平成26年1月に全国統一の保証制度「事業再生計画実施関連保証」（略称：改善サポート）が創設されました。

本制度は、申込人の財務状況等によらず定率(0.8～1.0%)の保証料率が適用され、融資期間を最大15年までとすることができます。また、責任共有制度対象外の既存保証付融資を同融資残高の範囲内で本制度にて借り換える場合は責任共有制度対象外の扱いとなるなど、中小企業者、融資金融機関双方にとってメリットが高く、当協会においても積極的に取り組んでいます。

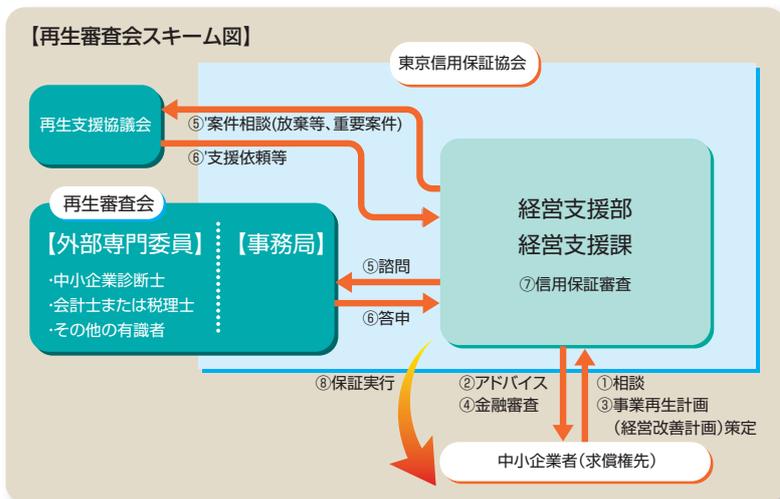


求償権消滅保証

求償権を回収条件とする新規保証のことをいい、自力再生の可能性のある求償権先に対して、金融正常化を支援することを第一の目的としています。

当協会では、求償権消滅保証を実施するために外部の専門家(税理士、中小企業診断士、有識者)で構成された「再生審査会」を設置しており、事業再生計画に基づく求償権消滅保証は基本的にこの審査会で承認を得

ることが必要となります。さらに、中小企業再生支援協議会が策定した、事業再生計画に基づいて実施される求償権消滅保証についても積極的に取り組んでいます。



《令和3年度の実績》

○東京都中小企業再生支援協議会等関与案件	○事業再生計画実施関連保証案件	○求償権消滅保証案件
保証承諾額 674百万円	保証承諾額 1,690百万円	保証承諾額 172百万円
保証企業数 18社	保証企業数 22社	保証企業数 2社

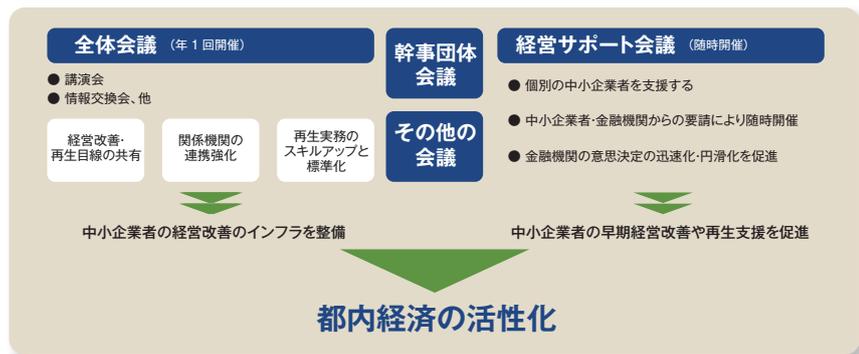
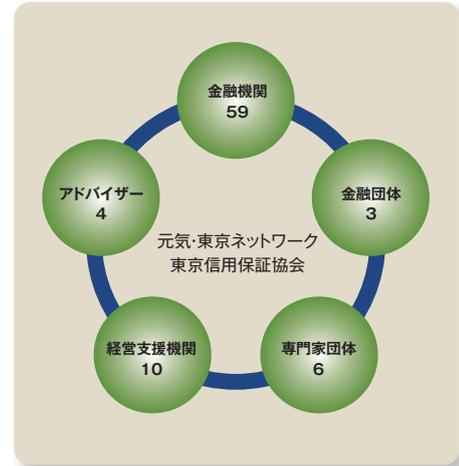
東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)の取組み

東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)の概要

平成24年4月内閣府・金融庁・中小企業庁より公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の施策を踏まえ、都内中小企業の経営改善・事業再生の環境整備を進めることで迅速な事業改善・事業再生を推進することを目的として、それまでの金融機関・関係機関との自発的連携による枠組みを発展させた連携会議「東京企業力強化連携会議(略称：元気・東京ネットワーク)」を、当協会が事務局となり、同年9月に構築しました。

この会議は、都内に拠点を置く金融機関、中小企業支援機関、専門家団体など計78の機関・団体により構成されるほか、アドバイザーとして中小企業庁、関東経済産業局、関東財務局東京財務事務所及び東京都にも参画いただいています。

企業再生事例や経営改善に関する情報共有を行うことを主な目的とした「全体会議」、そして、自ら経営改善計画を策定した個別企業と取引金融機関とが情報を共有することにより、中小企業の経営改善計画実施の円滑化を促進し、早期経営改善や再生を図ることを目的とした「経営サポート会議」において、当協会は事務局として、中小企業者、金融機関及び各関係機関との連絡・調整の役割を担っています。



全体会議の実施状況

●全体会議の実施状況

令和3年度は、2月に「全体会議(オンライン開催)」を実施し、中小企業支援施策の情報共有等を行いました。

【第17回全体会議(オンライン開催)】

■開催日 令和4年2月22日

■主な議題

- ・中小企業・小規模事業者支援施策について
- ・コロナ禍の中小企業再生支援
- ・コロナ禍で寄せられた中小企業からの相談

専用ホームページ開設

当協会では、本ネットワークに関する専用ホームページを開設し、中小企業者への情報発信及び参加機関との情報共有・連携強化に努めています。また、会員専用ページを設け、会員機関間のより緊密な情報共有・連携ツールとしてご活用いただいています。なお、同ホームページへは当協会ホームページのバナーからアクセスすることができます。



関係機関とのネットワーク

ビジネスフェアなどへの参加

中小企業者にとって、より身近で信頼される存在の実現を推進するために、ビジネスフェア等のイベントに参加し、中小企業者の皆さまからの相談に応じるとともに、リーフレットを配布する等のPR活動を行っています。

令和3年度に参加した主なイベント

●11月26日(金)

「産業交流展2021」

主催:産業交流展2021 運営事務局
(東京都・東京商工会議所ほか)



●3月2日(水)~4日(金)

「フランチャイズショー2021」

東京ビックサイト
主催:日本経済新聞社



関係機関との連携強化

当協会では関係機関と積極的に情報交換を行うことで、連携強化を推進しています。

保証業務や事務手続等についてより一層ご理解いただくとともに、さらなる事務効率化と利便性向上を図るべく金融機関や関係機関との間で訪問や来訪による説明会等の情報交換を行っています。

また、関係機関が開催しているビジネススクール等に職員が講師として参加し、資金調達についての講義や協会業務についてのプレゼンテーションを行っています。



独立行政法人中小企業基盤整備機構とは、「東京企業力強化連携会議」を通じた情報交換や、当協会主催の公開講座に同機構のアドバイザーを講師として招へいするなど、さまざまな面で連携を図っています。今後のより広範な連携の展開を見据え、平成28年7月に、同機構と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

東京都中小企業振興公社が東京・丸の内に設置する「TOKYO創業ステーション」の中に相談ブースを設け、週3回、当協会の職員が相談員として、来所された創業を希望される方への事業計画立案のアドバイスや金融相談をお受けしています。

創業予定者を対象とした講習会「東商創業ゼミナール」(東京商工会議所主催)では、当協会職員をアドバイザーとして派遣しており、これまでに数多くの起業家を輩出しています。

地域に密着した経営支援活動の実施

地域プラットフォーム等の活用

経済産業省による中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の一環として、専門家派遣事業の窓口機能を担い、その構成機関が地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取組みを行う連携体として、全国各地に「地域プラットフォーム」が設けられました。当協会は、平成25年9月、東京全域をカバーする地域プラットフォーム「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」へ発足と同時に加入し、金融機関、関係機関等と連携して地域の中小企業者を支援する体制のさらなる充実を図りました。

また、平成26年2月には、多摩地域における創業支援の充実及びノウハウ向上・蓄積を図るために、相互に協力することを目的として創設された創業支援のプラットフォーム「創業支援センターTAMA」へ加盟し、金融機関・関係機関等と連携した地域における創業支援の充実も図っています。

地域に密着した経営支援活動の実施

令和3年度 各支店の取組み一覧

部署名	プログラム名	主催者	実施日	会場
八重洲支店	金融相談会	東京商工会議所千代田支部	4月8日、5月13日、6月10日、7月8日、 9月9日、10月7日、11月11日、 11月25日、1月13日、2月17日	東京商工会議所千代田支部
池袋支店	第25回 いたばし産業見本市	いたばし産業見本市実行委員会 (板橋区産業振興公社)	11月11日～12日	板橋区立東板橋体育館
	第15回 としまものづくりメッセ	としまものづくりメッセ実行委員会	開催中止	サンシャインシティ展示ホールB
五反田支店	第58回 目黒区商工まつり ものづくり商談会	目黒区商工まつり運営委員会	出展見送り	目黒区民センター
	よるす経営相談会 品川区大商業まつり	品川区 東京商工会議所品川支部 品川区商店街連合会	11月4日 開催中止	大崎プライトコアホール 東京商工会議所品川支部 品川区立中小企業センター
錦糸町支店	金融特別説明会・金融個別相談会	東京商工会議所墨田支部	開催中止	東京商工会議所墨田支部
	第12回 シグマバンクグループ ビジネス交流会 第23回 産業ときめきフェア in EDOGAWA - Online -	シグマバンクグループ 産業ときめきフェア実行委員会	開催中止 11月19日～12月18日	東武ホテルレバント東京 Online開催
新宿支店	なかのビジネス創造塾	中野区主催	11月6日～11月14日	オンデマンド配信
	第22回 ビジネスフェア On line	西武信用金庫	Web開催	西武信金専用サイト内
	金融相談会	東京商工会議所新宿支部	10月27日	BIZ新宿1階多目的ホール
	金融相談会	東京商工会議所杉並支部	不参加	東京商工会議所杉並支部
千住支店	金融相談会	東京商工会議所中野支部	11月6日	東京商工会議所中野支部
	第12回 シグマバンクグループ ビジネス交流会 あだちせいわ創業者セミナー	シグマバンクグループ 足立成和信用金庫	開催中止 12月2日	東武ホテルレバント東京 足立成和信用金庫創業支援施設あかつき
上野支店	マル経融資制度・公的融資制度 相談会(東商文京支部・日本 公庫主催)	東京商工会議所文京支部、 日本政策金融公庫	4月8日、6月10日、7月8日、 10月7日、11月11日	文京シビックセンター研修室
	「TAITOビジネス交流フェスタ 2021」	台東区、東京商工会議所台東支部、東 京商工会議所文京支部	開催中止	台東区役所大会議室
渋谷支店	金融相談会	東京商工会議所渋谷支部	6月16日、11月17日	渋谷区立商工会館
	金融相談会	東京商工会議所世田谷支部	7月15日、11月26日	世田谷産業プラザ
	金融相談会	世田谷信用金庫	7月14日、11月10日、2月9日	世田谷信用金庫本店、 用賀、池尻、若林、船橋各支店
葛飾支店	第12回 シグマバンクグループ ビジネス交流会	シグマバンクグループ	開催中止	東武ホテルレバント東京
	葛飾区創業塾	葛飾区	10月17日	旧、松南小学校
	第37回 葛飾区産業フェア (工業・商業・観光展)	葛飾区、東京商工会議所葛飾支部	10月16日～17日	城東地域中小企業振興センター・ テクノプラザかつしか
	「かつしか創業塾」 金融相談会	葛飾区、青和信用組合 東京商工会議所葛飾支部	9月8日 開催中止	青和信組京成小岩支店 テクノプラザかつしか
大田支店	第16回 さわやか信用金庫ビ ジネスフェア	さわやか信用金庫	開催中止	大田区産業プラザ(PIO)
	中小企業のためのワンストップ 融資相談会	東京商工会議所大田支部	2月16日	東京商工会議所大田支部
立川支店	立川創業応援塾	立川商工会議所	9月4日	立川商工会議所
	令和3年度武蔵野創業塾	武蔵野商工会議所	9月9日	武蔵野商工会議所
	創業塾	小平商工会、西武信用金庫	9月11日	西武信用金庫小平支店
	創業塾	東京都商工会連合会	9月26日	産業サポートスクエア・TAMA
	三鷹創業塾	東京都商工会連合会	10月2日～10月30日	三鷹商工会館
	「新技術創出交流会 2021」	東京都中小企業振興公社	出展見送り	パレスホテル立川
	「第31回 府中市工業技術展(ふ ちゅうテクノフェア)」	府中市	開催中止	府中市市民活動センタープラッツ
	「第20回 あおしんビジネス支 援マッチング大会」	青梅信用金庫	開催中止	フォレスト・イン昭和館
「第20回 たま工業交流展」	立川商工会議所	開催中止	多摩職業能力開発センター	
八王子支店	立ち上げ創業スクール2021 並 びに創業相談会	立川商工会議所	2月8日	立川商工会議所書役員会議室
	令和3年度稲城市創業元氣塾	稲城市	9月4日～10月9日	稲城市地域振興プラザ
	金融相談会	多摩商工会議所	11月15日	多摩商工会議所
	第17期本気の創業塾	八王子市、八王子商工会議所	11月20日	シルクロード八王子
	令和3年度稲城市創業セミナー	稲城市	3月19日	稲城市地域振興プラザ

保証書電子化等への取組み

認証付電子保証書交付サービスの特長

当協会では令和2年度より、書面で発行している信用保証書・変更保証書に代えて、認証付電子保証書での交付を行うサービスを開始いたしました。ペーパレス化や迅速な顧客対応に繋がるサービスであり、令和4年3月末時点で21金融機関にご利用いただいております。主な特長は以下のとおりです。

■特長1 速達性の向上、非対面での交付

書面による発行の場合、郵送となるため、金融機関に信用保証書が届くのは保証決定後最短でも2日後となっています。本サービスでは保証決定後10分程度で認証付電子保証書が生成され、金融機関にメールでお知らせし、ダウンロードが可能です。

また、書面での交付には当協会窓口での直接手渡しする方法もありますが、本サービスでは非対面で交付が可能であり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも有効なサービスです。

■特長2 管理コスト・紛失リスクの軽減

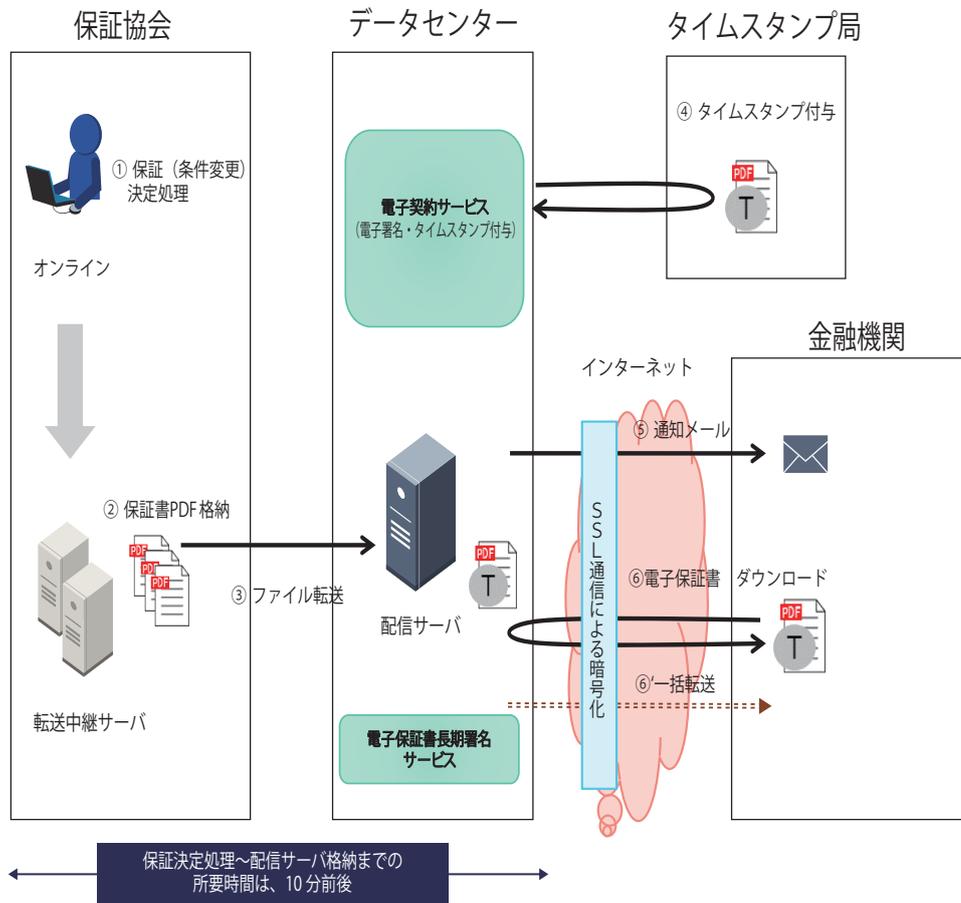
書面の場合、信用保証書は金融機関で保管していただいておりますが、認証付電子保証書はデータセンターのサーバ上に格納されており、完済まではいつでも閲覧・ダウンロードすることができます。そのため金融機関に保管義務はなく、紛失のリスクがありません。

■特長3 高セキュリティの確保

サーバとの通信は暗号化され、かつ認証付電子保証書はクライアント証明書をインポートしたパソコンでのみアクセス可能となっており、セキュリティ面においても十分な対策が取られています。

認証付電子保証書発行までの流れ

- ①保証(条件変更)決定処理
- ②保証書PDFを転送中継サーバに格納
- ③一定時間ごとにデータセンター(配信サーバ)へファイル転送
- ④電子署名、タイムスタンプを付与して『認証付電子保証書』を生成
- ⑤金融機関に保証書アップロード通知メール送付
- ⑥金融機関はデータセンターから任意の時間に『認証付電子保証書』をダウンロード
または、一括ダウンロードツールを使用してファイル転送



令和3年度の信用保証承諾件数85,493件のうち、約4割にあたる37,252件が、認証付電子保証書により発行されました。

保証事務課の設置

令和3年6月に、将来的な保証事務の電子化等に対応する為、業務総轄室に保証事務課を新設しました。



その他の事業

国際関係業務

当協会では、海外機関との会議・協議会における情報交換や、研究・研修の目的で来日したお客さまの受け入れを行う等、信用補完制度にかかる国際交流を深めています。また、制度の仕組みや当協会の概要について紹介する英文年報の発行等、国際広報活動にも積極的に取り組んでいます。

主な国際関係業務

【海外機関との交流】

ACASIC (アジア中小企業信用補完制度実施機関連合) 加盟機関とは、年1回開催される本会議、実務者研修会のほかに、毎年英文年報の交換をはじめ業務の問い合わせや意見交換等の交信を頻繁に行っています。また、ACASIC加盟機関以外からの信用保証業務研修等を目的とした訪問についても積極的に受け入れています。

なお令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で初めてZoomを利用したWebによる研修を行いました。

【日韓実務協議会の開催】

当協会と韓国信用保証基金は、昭和63年9月に締結した「相互協力に関する覚書」に基づき、毎年実務者による実務協議会を開催しています。両機関からそれぞれ数名の職員が参加し、「業務実績や事業計画」、「各部門の課題と対策」、「新たに導入した制度」等を相互で紹介するなど、活発な情報交換、意見交換を行っています。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で初めてZoomを利用したWebでの開催となりました。

◎令和3年度に実施した国際関係業務 (Web開催)



南部アフリカ地域開発金融機関の強化研修

実施日：令和3年12月1日

対象者：南部アフリカ開発共同体(SADC)10ヶ国を中心とした開発金融機関に所属する中堅職員

目的：政府の技術協力計画に基づき開発途上国の経済・社会開発に必要な人材を育成するため

コンピュータ共同システム

信用保証事業の持続的な発展を図るためのインフラ整備の一環として、平成19年5月に当協会を含む5協会がコンピュータ共同システムを稼働させました。このほか、これまでに36の信用保証協会が加入し、現在42の信用保証協会が稼働しています。参加42協会*の保証債務残高の合計は、令和4年3月末時点で全国51協会の約8割を占めています。

当協会は、本システムの運用委託先である保証協会システムセンター株式会社、参加協会が構成する共同システム運用協議会との連携強化により、今後もシステムの保守・改善を図りながら、機能の向上、安定運用に取り組んでまいります。

※東京、千葉県、静岡県、愛知県、福岡県、三重県、茨城県、栃木県、名古屋市、新潟県、長野県、山口県、山梨県、徳島県、北海道、岐阜県、岐阜市、福井県、鹿児島県、富山県、広島県、埼玉県、滋賀県、京都、兵庫県、奈良県、神奈川県、横浜市、川崎市、大分県、宮崎県、群馬県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県、宮城県、岩手県、福島県、石川県、香川県、岡山県

外部評価委員会

当協会では、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確に認識し、適切な業務運営を確保するために、中期事業計画及び年度経営計画を策定しています。

さらに、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、これらの計画等を積極的に公表し、計画等の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者による評価を受け、その結果を公表します。

この第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士等で構成される外部評価委員会を平成18年4月に設置しました。

外部評価委員会の意見・提言を踏まえて行った自己評価について、ホームページ等で公表しています。

令和3年度開催実績

【第1回】

開催日：令和3年6月11日(WEB会議形式)

主な議事内容：令和2年度経営計画および第5次中期事業計画達成状況について
 令和2年度決算概要について
 令和2年度コンプライアンス推進状況等について
 令和3年度経営計画および第6次中期事業計画について

【第2回】

開催日：令和3年7月6日(WEB会議形式)

主な議事内容：令和2年度計画の自己評価
 中期事業計画の評価

【第3回】

開催日：令和3年12月3日(対面・WEBハイブリッド会議)

主な議事内容：委員長互選について
 令和3年度上期業務実績について
 令和3年度上期経営支援、再生支援について
 令和3年度上期コンプライアンス推進状況について

緊急事態発生時の事業継続計画(BCP)

当協会では、大規模災害や感染症流行等の緊急事態発生時において、都内中小企業者が資金調達に支障を来すことなく被害や損失を最小限にとどめ、事業を継続できるように事業継続計画(BCP)を策定しています。

事業継続計画(BCP)は、有事に備えての平常時の準備事項、緊急事態発生直後の初期対応から、暫定業務、本格復旧に至るまでの対応及び当該計画の維持管理体制等を定め、有事の際の実務対応のみならず、日常の準備・訓練体制及び役職員の心構えに関する項目を網羅する内容となっています。

事業継続計画(BCP)をより実効性のあるものとするため、定期的な見直しを行うとともに、役職員に対し継続的な教育・訓練を実施することで、事業継続計画(BCP)の周知・徹底を図り、非常時にも業務運営に支障を来すことがないよう努めてまいります。

広報活動の推進

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、次のような広報活動を行っています。

○月刊情報誌「保証マンスリー」の発行

金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として月次発行し、制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。平成28年度に全面リニューアルを実施し、よりわかりやすい誌面づくりに努めています。

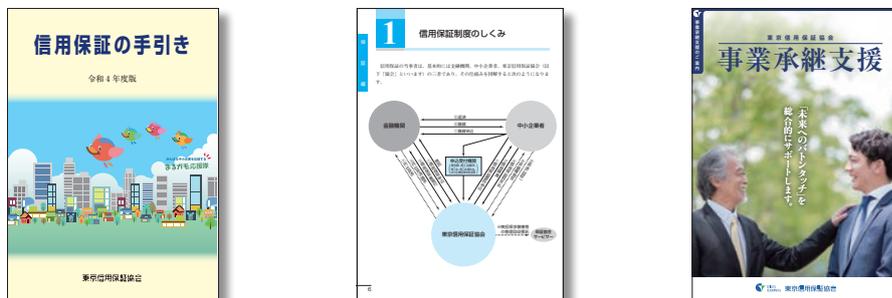


○「信用保証の手引き」、リーフレットの作成

信用保証の仕組みや保証対象企業等、信用保証の基本事項を説明した「東京信用保証協会のご案内」や、東京都制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証メニュー」等、各種リーフレットを作成しています。

また、金融機関等の実務担当者向けに、信用保証の実務解説書「信用保証の手引き」を毎年発行しています。

そのほか、個別の保証制度等、ニーズに応じてリーフレットを作成し、制度等の理解促進に努めています。



○外国人経営者・研修生向けPR映像・ディスクロージャー誌の制作

当協会では、外国人経営者や海外から来日した研修生向けに、日本における信用補完制度の概要、当協会の事業内容等を紹介するPR映像や、英語版ディスクロージャー誌をご用意しています。



- ディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート」
当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。

- お客さま向けガイドブック 「社長さんの本」・「社長さんになる本」の作成

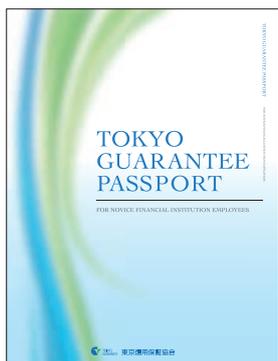
信用保証協会をご存じでない方や金融に不慣れな方にもご理解いただけるよう、イラスト入りで保証制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成しています。



「社長さんの本」は、信用保証協会の利用時に必要な情報がわかりやすく盛り込まれている中小企業者向けのガイドブックです。主人公の夢野社長が、ギャランとともに事業の発展に向けて奮闘するストーリーで展開します。

- 金融機関新入職員向け冊子「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」の作成

主に各金融機関の新入職員研修用の資料として活用していただくためマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」は、「信用保証付融資が身近で有効な選択肢であること」をシンプルかつ実践的なストーリー展開のマンガや豊富なイラスト、金融機関先輩職員の実体験に基づいたコラム等を絡めて構成しています。

- お客さま向け情報誌「T.G.Press」の発行

平成18年11月、中小企業のお客さまに向けた情報誌「Guaranteeプラス」を創刊しました。どなたにも気軽に手にとって読んでいただけるよう、元気な企業の社長さんへの取材記事や経営者向けお役立ちコラム等、役立つ情報満載の季刊誌です。平成22年度に誌名を、「Guaranteeプラス」から「T.G.Press」へ変更し、内容のさらなる充実にも努めています。令和3年度から表紙の体裁を含め、誌面を刷新しました。



上記の広報誌は当協会窓口にご案内しております。お気軽にお申しつけください。
また、当協会ホームページでもご覧いただけます(一部を除く)。

○マスコミへの対応

当協会は、「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組みについて多くの方々に理解を深めていただけるようマスコミからの取材要請に積極的に応じています。

○広告の掲載

多くの方々に当協会の取組みへの理解を深めていただくため、定期的に新聞広告(日本経済新聞、東京新聞、日刊工業新聞、東商新聞など)を掲載しています。

東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

ご利用のメリット

- 1 無担保での利用が可能**
当協会の信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。
- 2 ニーズに応じた資金調達が可能**
協会独自の制度のほか、東京都・区市町村の制度融資がご利用いただけます。短期資金から最長20年の設備資金まで豊富なメニューをご用意しています。
- 3 さまざまな経営支援メニューが利用可能**
各種セミナーの開催や事業承継支援、海外展開支援、外部専門家派遣など、様々なメニューをご用意し、中小企業のみならずに役立てていただける取組みを行っています。

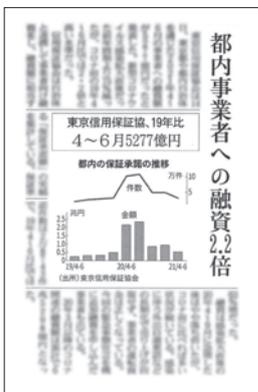
都内中小企業利用数約22万社
保証付融資残高約6.8兆円 (令和4年3月末)

信用保証を通じた金融支援と経営に関するご相談は上記の支店にご相談ください。

保証のご利用に関する詳細、メールマガジンの会員登録は、当協会ホームページをご覧ください。

○パブリシティ活動

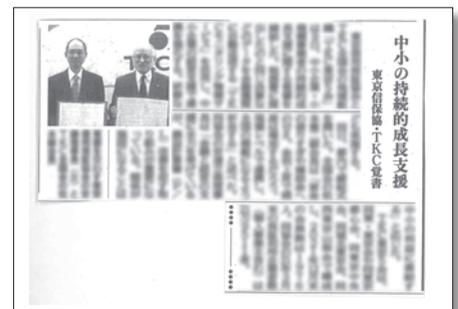
東京都の協力を得て、都庁記者クラブを通じ、当協会の動向についての情報発信を行っています。また、経営支援に関する情報についても積極的な情報提供を行っています。



令和3年7月15日
日本経済新聞



令和4年2月18日
ニッポン



令和4年3月10日
日刊工業新聞

○自治体や関係機関等の広報誌やメールマガジンへの広告掲載

区市役所や関係機関等の協力を得て、「信用保証」や「経営支援」に関する情報やお知らせを広報誌やメールマガジンに掲載しています。これからも、地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行ってまいります。

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入する際、保証人となることで資金調度をスムーズにする役割を担う公的機関です。

内容

- 東京信用保証協会が提供するメリット
 - 無担保での利用が可能です。
 - ニーズに応じた資金調達が可能です。
 - 様々な経営支援メニューのご利用が可能です。

お問い合わせ 東京信用保証協会 大田支店
TEL 03-5710-3610

テクノプラザ【大田区】(5月)

東京信用保証協会による「専門家派遣」のご案内

以下メニューはご希望に応じてご提供いたします

- 支店メニュー (カッコ内の回数等は専門家の派遣回数の目安です)
 - 専門家とともイメージを具体化コーディネートサポート (1~2回)
 - 課題を絞り込み解決を支援ピンポイントサポート (3回) または 費用計画の策定を支援トータルサポート (5回)
- 専門家によるアフターフォローフォローアップサポート (1~2回)

専業主婦経営改善を外部の専門家とともにサポートします。経営課題の解決にご活用ください。
※ご利用には、当協会のご利用があるなど一定の条件がございます。

詳細は当協会ホームページでご確認ください。
「新型コロナウイルス感染症」に関する支援情報も掲載しています。
<https://www.cgc-tokyo.or.jp>

本支援メニューに関するお問い合わせは
東京信用保証協会 経営支援部企業サポート推進チーム(☎03-3272-2357)までお願いいたします。

パワフルかつしか【葛飾区】(5月)

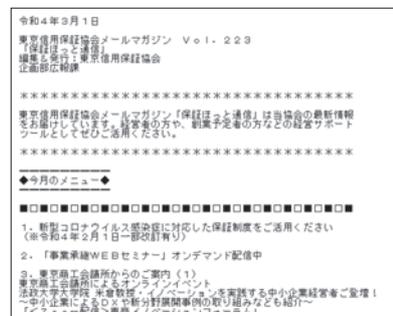
○ホームページの活用

当協会では、ホームページを対外広報の重要なツールとして位置づけ、信用補完制度の仕組みやご利用方法等の金融支援に関する情報や、ビジネスフェアや公開講座等の経営支援に関する情報等、当協会のさまざまな取組みを幅広くご紹介しています。更なる視認性向上とアクセシビリティへの配慮ならびに協会側から適時適切に情報を提供するため、令和4年1月にホームページのリニューアルを行いました。



○メールマガジン

平成18年4月より配信しているメールマガジン「保証ほっと通信」は、多くの方にご登録いただいています。新しい保証制度や融合展の展覧者募集等のご案内をはじめ、皆さまに役立つ情報をこれからも内容を充実させ、いち早くお届けしてまいります。



○教育機関での講義

当協会では、学生の方にも信用補完制度及び当協会への理解を深めていただけるよう、大学等教育機関の協力を得て、中小企業金融や信用補完制度等をテーマとした講義を行っています。
※令和3年度はリモートにより講義、座談会が行なわれました。



令和3年12月8日 慶應義塾大学

○東京都庁内「都民情報ルーム」を通じての情報提供

東京都庁内の「都民情報ルーム」のご協力のもと、平成14年度から当協会の事業報告書、本レポートを配架し、一般の皆さまにも縦覧していただいています。

○東京信用保証協会オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」

当協会では、オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」を定め、ホームページ、リーフレット等各種広報媒体で活用しています。
「まるガモ応援隊」を通じて、より親しみ易く、身近で頼りになるパートナーを目指して、中小企業の皆さまとともに歩んでまいります。



各種アンケートの実施

当協会では、平成7年度より当協会をご利用いただいている中小企業者の皆さまの意識や要望等を直接把握することにより、今後の保証業務及び広報業務の課題を認識のうえ改善を行い、協会業務基盤の充実を図っていくことを目的としたアンケートを実施しています。

また、日本政策金融公庫と共同して、景況感や金融機関の借入状況等に関するアンケートを実施しています。令和3年度に実施した各アンケートは次のとおりです。

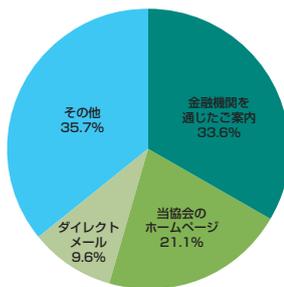
第27回中小企業者アンケート(東京信用保証協会実施)

【実施概要】

- 調査目的 東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの当協会に対するご意見やご要望を把握し、今後の保証業務及び広報業務の取組みに役立てること。
- 対象企業 10,000企業(法人7,000 個人3,000)
※6ヶ月以内に当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
- 調査方法 郵送による無記名アンケート方式
- 実施期間 令和3年9月上旬～10月末
- 有効回答数 3,781企業(有効回答率37.8%)
- 結果報告 当協会ホームページに掲載
(トップページ「新着情報」に、アンケート終了後に一定期間掲示しています。)

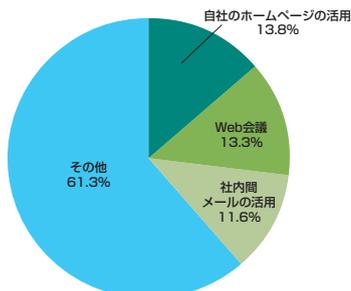
Q：当協会の広報活動についてお伺いします。信用保証や経営支援など、当協会に関する情報は、どのように入手できたらよいと思いませんか(アンケートより一部抜粋)

「金融機関を通じたご案内」(33.6%)が最も多く、「当協会のホームページ」(21.1%)、「ダイレクトメール」(9.6%)となった。



Q：デジタル化に関し、行っているものをお答えください。

「自社のホームページの活用」(13.8%)が最も多く、「Web会議」(13.3%)、「社内間メールの活用」(11.6%)と続いた。



信用保証利用企業動向調査(東京信用保証協会・日本政策金融公庫共同実施)

【実施概要】

- 調査目的 東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況感や金融機関の借入状況を把握することで、今後の信用保証制度の適切な運営に役立てること。
- 対象企業 5,117企業
※当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
- 調査方法 郵送による無記名アンケート方式
- 実施期間 令和3年度四半期ごと(年4回)
- 有効回答数 平均1,609企業(有効回答率平均31.4%)
- 実施結果 当協会及び日本政策金融公庫のホームページ等に掲載
(トップページ > 東京信用保証協会について > 東京信用保証協会の概況 > 信用保証利用企業動向調査)

※平成25年度第4四半期実施分より「保証先中小企業金融動向調査」から標記の名称となりました。なお調査内容等に変更はありません。

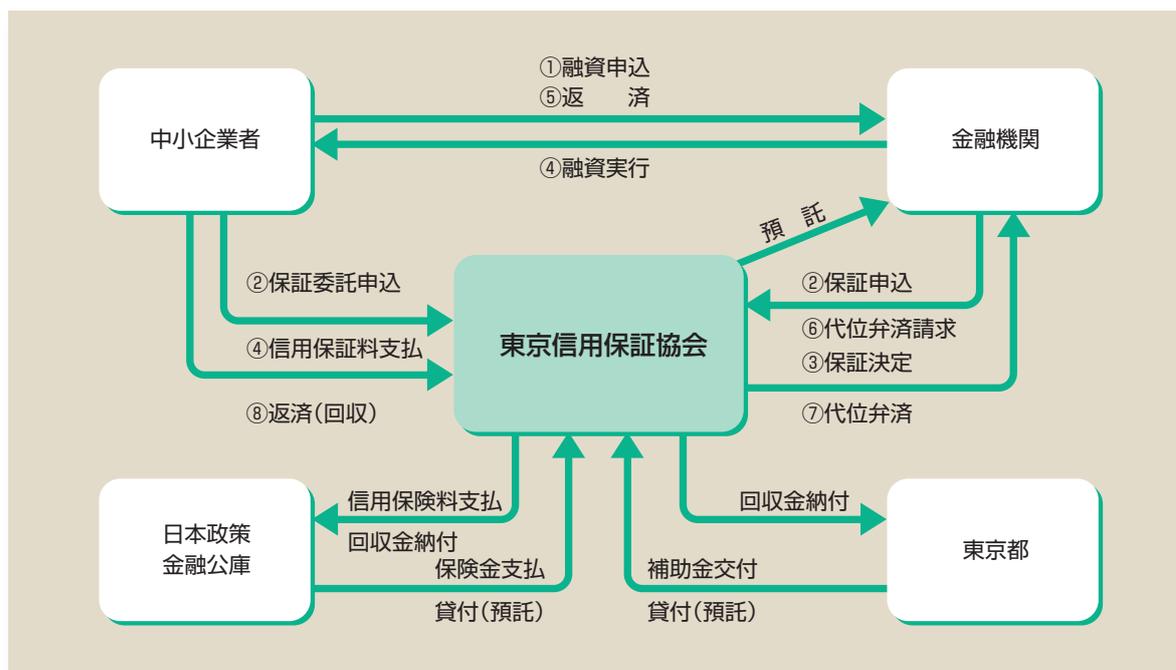
【「生産・売上」「採算」「資金繰り」の景気動向指数*(総合値)の推移】



※生産、採算など経済活動での重要かつ景気に敏感な指標の動きを統合することにより、景況把握や将来予想するための指数をいいます。

信用補完制度のしくみ

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約を締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払い（代位弁済）ます。
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。

また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収(株)（保証協会サービサー）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

信用保険制度(日本政策金融公庫と当協会の関係)

日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という)と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は信用保証料から、信用保険料を日本公庫に支払います。日本公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

東京都と当協会との関係

東京都は都内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び都内金融機関と協調して制度融資を実施しています。東京都は、制度融資の円滑な実施を目的として当協会に対して資金を貸付し、当協会はこの資金を全額、金融機関に預入れ(預託)します。

また、東京都は、都の制度融資で当協会が代位弁済したものについて損失補助契約に基づき、日本公庫の保険でカバーされない部分について、その全部または一部を補助金として当協会に交付します。

令和3年度は、東京都から42億円の補助金の交付を受けました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を補助金の受領割合に応じて東京都に納付します。

預託

当協会が金融機関に行う預託は、金融機関が中小企業に対して金融をより積極的に行いやすくする効果と貸出金利を引き下げる効果があります。

預託の原資としては、東京都からの借入金があり、都の制度融資を推進するための預託金となります。

預託は適正保証の推進等を目的に保証付貸出のある金融機関に対して行い、その配分は、保証の量的側面(保証債務残高、保証債務平均残高、保証承諾額または件数)と質的側面(代位弁済率または代位弁済額等)の両方を東京都が考慮して決定しています。

保証協会債権回収(株)との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この求償債権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

平成13年4月、全国の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収(株)が営業を開始しました。当協会は、無担保求償権の管理回収業務を同社の東京営業所に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

同社は、平成14年4月に東京営業所多摩分室を開設、平成15年4月には五反田、錦糸町、上野に分室を開設しお客さまの個々の実情に即したきめ細かな対応のできる態勢をとってきました。しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権が増加するのに伴い、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。このような背景の中、同社では、組織のスリム化や意思疎通の迅速化を図るため、平成20年3月に上野分室、平成21年3月に五反田・錦糸町分室を廃止し、東京営業所に統合しました。

なお、令和3年度の保証協会債権回収(株)東京営業所による委託回収額は53億円、前年度比98.5%となっています。

信用保証業務の流れ

信用保証の申込には、次の2つの方法があります。

あっせん申込

(保証申込)
お客さまが直接保証協会に申込み方法です。
保証協会のほか、東京都・商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会等で受付をしています。

(申込受付・審査)
保証協会では信用保証申込書等の受付後、保証の審査を行います。
経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力などを総合的に検討し、保証の可否を決定します。

(あっせん及び保証決定)
中小企業者の希望する金融機関へ融資をあっせんします。
金融機関の了解後、金融機関に対して信用保証書を発行します。

(融資実行)
金融機関は信用保証書の条件に基づき、中小企業者に融資を行います。
融資実行の際、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通してお支払いいただきます。

(返済)
中小企業者は融資の条件に基づき、金融機関へ返済します。
返済を受けた金融機関は協会へ報告します。

(完済)
借入金の元金・利息の返済完了。

金融機関経由申込

(融資及び保証申込)
金融機関経由で申込み方法です。
金融機関への融資申込と同時に信用保証の申込を行います。

(保証依頼)
融資が適当と判断した金融機関は、受領した信用保証申込書を信用保証依頼書と一緒に保証協会へ送付します。

(保証決定)
金融機関に対して信用保証書を発行します。

(代位弁済)
中小企業者の都合により借入金の返済ができなくなったとき、金融機関は協会に代位弁済請求を行います。
保証協会は中小企業者に代わって代位弁済し、求償権を取得します。

(回収)
保証協会は中小企業者の実情に即した回収を行います。
平成13年4月からは一部債権の回収を保証協会債権回収(株)〈保証協会サービサー〉に委託しています。

ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数(小規模企業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ) (製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下※(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下(20人以下)
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下(20人以下※)
旅館業	5,000万円以下	200人以下※(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)の場合、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数5人以下が小規模企業者となります。

- 注1 臨時の使用者、会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
- 注2 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
- 注3 NPO法人の場合、NPO法人には資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。
- 注4 資本金が上表の制限を超えている会社で、かつ従業員数が上表の制限の9割を超えている場合(例：製造業271人以上)は、従業員数の確認資料が必要になります。
- 注5 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいいます。
【業種例】／建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業、仲介業、不動産管理業)、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業(生命保険、損害保険等)、土石採取業、木材伐出業、鉱業
- 注6 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等をいいます。

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合がございます。

(2) 業種

基本的に商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態等についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(注1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(注2)または事業所のいずれかを東京都内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要項等で定めがある場合はその定めによります。

(注1)本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(注2)住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

保証の内容

(1)保証限度額

1 中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円(組合の場合は4億円)に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。

また、東京都・区市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要項等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

(2)保証期間

保証の形態	資金用途	期 間
個別保証(個々の借入に対する保証)	運転・設備	原則として10年以内 ※長期経営資金(運転15年以内、設備20年以内)など一部10年を超える保証期間でご利用いただける制度があります。
	運 転	30日以上6か月以内(手形・電子記録債権割引)
根(極度)保証	運 転	1年または2年以内
当座貸越根保証	事 業 資 金	1年または2年
特定社債保証	運転・設備	2年以上7年以内(年単位)
流動資産担保融資保証	運転・設備	1年(根保証型: ABL 1)
		1年以内(個別保証型: ABL 2)

(3)資金用途

①事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

②資金用途が次のような場合には、対象となりません。

ア. 生活資金、住宅資金、投機資金

イ. 既存の借入金返済資金(旧債償還資金)

(ただし、当該金融機関からの既存保証付融資の返済資金や高利の返済資金などで、協会が認めた場合を除きます)

(4)連帯保証人

連帯保証人は、次の基準によってお願いすることになります。

- ①法人の場合…原則として代表者以外の連帯保証人は不要とします。
- ②個人の場合…原則として連帯保証人は不要とします。
- ③組合の場合…原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることがあります。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員(または組合員が法人の場合はその代表者)を連帯保証人とします。

なお、平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

(5)担保について

担保は、次の基準によってお願いすることになります。

原則として保証付融資合計金額8,000万円以下の場合、担保は不要です。ただし、「当座貸越根保証」及び東京都・区市町制度融資等で特別の規定のあるものについては、その定めるところによります。

なお、保証付融資合計金額8,000万円以下であっても、担保が必要になる場合があります。

*協会が担保として取扱いできるもの。

①不動産

不動産の所在地は、原則として東京駅から概ね半径100km以内の範囲とします。

農地、山林、原野等管理や処分が困難なものは担保とすることはできません。

②有価証券

公債(特殊法人債を含む)、上場会社の株式及び社債に限ります。

③その他

- ・工場抵当、工場財団は必要に応じて取り扱います。
- ・入居保証金は、差入先が上場会社等安定した先の場合に限ります。
- ・東京都制度融資《ABL1・2》等をご利用の場合は、売掛債権や棚卸資産を担保とすることができます。
- 棚卸資産を担保とできるのは、法人に限られます。また、担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記を行うことができるものに限られます。

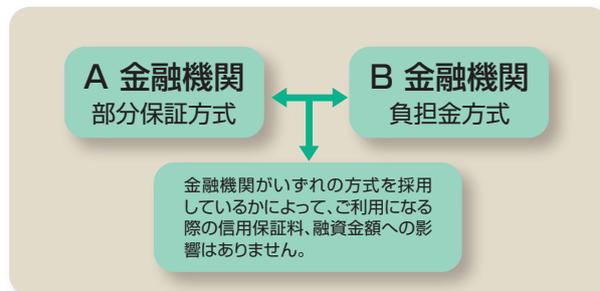
責任共有制度

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。なお、金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



【対象となる制度】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度対象外となる保証(100%保証)】

1. 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号～4号及び6号(なお、5号については、平成30年3月31日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外)
2. 災害関係保証
3. 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)
4. 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号の小規模企業者に限る)
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠した自治体制度)
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証(中堅企業特別保証)
9. 東日本大震災復興緊急保証
10. 経営力強化保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
11. 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
12. 危機関連保証

【小口零細企業保証制度の概要】

(令和4年4月1日現在)

ご利用いただける方	従業員数 製造業……20名以下 卸・小売・サービス業……5名以下の法人・個人等(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者)
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円 ※既にご利用いただいている保証付融資残高との合計が2,000万円以内となる必要があります。
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引 ※極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。
融資期間	証書貸付……10年以内(据置1年以内) 手形貸付……1年以内 手形(電子記録債権)割引……6か月以内
返済方法	分割返済または一括返済(期間1年以内)
信用保証料	保証協会所定の料率

★本保証制度は全国統一の保証制度ですが、東京都制度融資の「小口」をはじめ、区市町など各自治体においても国が定めた要件に沿って、同様の制度融資が設けられている場合があります。

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

1. 保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状況等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有外保証料率」が適用されます。また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

2. 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下、「CRD」という)により評価しています。CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

3. 小口利用等の負担軽減

利用の合計金額が1千万円以下など小口利用の場合は、保証料率を低く設定し、小口利用や規模の小さい事業者の負担軽減を図っています。

また、東京都制度融資については、一般保証の料率よりも引き下げた保証料率が適用されます(一部の料率区分を除く)。

4. 割引制度

保証料率の割引制度として、「会計処理による割引」と「有担保割引」があります。

【その他の割引制度】

次の①、②のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して、0.1%の割引が適用される場合があります。

①会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類

②公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等は対象になりません。
※一括支払契約保証及び事業承継特別保証(専門家確認)は対象となりません。

【有担保割引】

物的担保を提供していただいた場合に、0.1%の割引が適用される場合があります。

5. 保証料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的な配慮から一律の保証料率で料率が低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択していただくことができます。

*個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6. 信用保証料のお支払等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載しています。

保証申込時に「信用保証料分割支払承認依頼書」を提出いただき、保証協会が承認した場合は、信用保証料を分割支払することができます。

7. 信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

(1)返済方法が満期一括返済の場合(確定日保証の場合を除く)

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} \div 12 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\begin{aligned} &\text{貸付金額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\% \quad \text{保証期間}24\text{か月の場合} \\ &1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 24 \div 12 = 276,000\text{円} \end{aligned}$$

(2)返済方法が均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} \div 12 \times \text{分割係数} \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\begin{aligned} &\text{貸付金額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\% \quad \text{保証期間}60\text{か月の場合} \\ &\text{返済方法 } 1\text{か月目から}60\text{か月目まで}1\text{か月ごと}200,000\text{円割賦} \\ &\text{分割係数 } 0.55 \\ &1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 60 \div 12 \times 0.55 = 379,500\text{円} \end{aligned}$$

(3)確定日保証の場合

信用保証料は日割り(年365日の日割り)で算定します

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期(期日)の具体的日付を特定した保証をいい、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証(ABL)、手形(電子記録債権)割引根保証、手形(電子記録債権)割引個別保証等が該当します。

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(日)} \div 365 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\begin{aligned} &\text{当座貸越根保証} \quad \text{貸越極度額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\% \\ &\text{融資実行日(貸越契約締結日)} \quad \text{令和}4\text{年}5\text{月}26\text{日} \\ &\text{期日(満了日)} \quad \text{令和}5\text{年}5\text{月}26\text{日の場合} \\ &1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 365\text{日} \div 365 = 138,000\text{円} \end{aligned}$$

8. 信用保証料の返戻

最終約定期限前に保証付融資を完済された場合は、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻する場合があります。

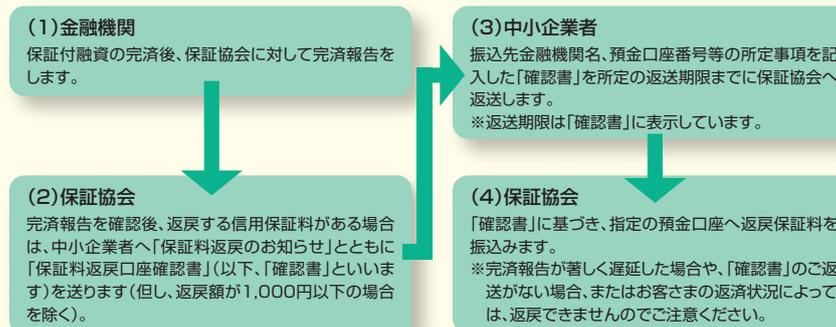
信用保証料の返戻、免除に関する取扱要領(抜粋)

1. 繰上償還により債務を完済した場合(完済した旨の報告が著しく遅延した場合を除く)は、信用保証料の一部返戻をすることができます。また、その際未納付の信用保証料がある場合は、未経過期間部分について、その納付を免除する。
2. 信用保証料の返戻又は納付免除の範囲は、次の(イ)及び(ロ)により算出した額(円未満切捨て)の合計とする。
 (イ)保証期間を1年毎に区分して計算した信用保証料のうち完済した日の属する区分までの信用保証料を除いた額
 (ロ)完済した日の属する区分の信用保証料については、完済した日までの信用保証料を除いた残額に90%を乗じた額
 ただし、同時完済条件付保証で、新規保証の信用保証料から完済により返戻する信用保証料を差し引く場合は、(イ)及び(ロ)の「完済した日」を「完済を予定した日(新規保証の信用保証書記載の貸付実行可能期間の初日)」に読み替えるものとする。
3. 信用保証料の返戻は金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとし、原則として被保証人から「保証料返戻口座確認書」が提出され、協会が適当と認めたものに限る。ただし、返戻額が1,000円以下のものについては返戻しない。
4. 信用保証料の納付免除は、金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとする。
5. 信用保証料の返戻方法は、原則として口座振込の方法による。
 (付則)
 この改正要領は平成29年4月3日から施行する。

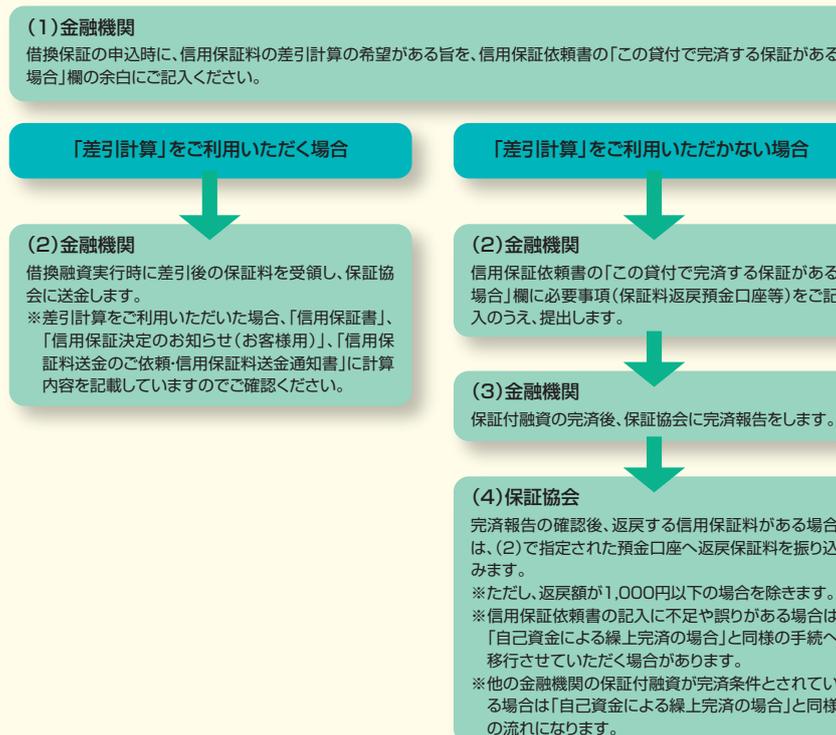
信用保証料の返戻等の手続の流れ

信用保証料の返戻手続の流れは次のとおりです。

— 自己資金による繰上完済の場合 —



— 同時完済条件付の借換保証による繰上完済の場合 —



責任共有保証料率表(注1A)

(令和4年4月1日現在)

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注3)(注8)(注9)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4A)	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債 保証(私募債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証、経営承継借換関連(注5)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係保険関連 (注6A)	500万円以下	0.34									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.68									
特定保険関連 (注7A)	500万円以下	0.77									
	500万円超1000万円以下	0.94									
		1000万円超	1.05								
流動資産担保融資保証(ABL)	有担保	0.68									
	無担保	1.66									
事業再生円滑化関連 保証(プレDIP)	有担保	1.76									
	無担保	0.80									
事業再生計画実施関連保証		0.56									
下請振興関連保証(注10)		0.56									

(注1A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注1B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。

1. 経営安定関連保険1号～4号及び6号に係る保証
2. 災害関係保険に係る保証
3. 特別小口保険(中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号の小規模企業者に限る)に係る保証
4. 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)に係る保証
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度)
7. 求償権消滅保証
8. 中堅企業特別保証
9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
10. 経営力強化保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
11. 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)
12. 危機関連保証
なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。

(注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

(注3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

(注4A) 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、

経営力強化保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

(注4B) 経営承継関連保証、予約保証、経営力強化保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。

(注5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証で事業承継判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち、①から④までに掲げる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合(以下、「承継(専門家確認)」という。)に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

(注6A) 次の保険を利用した保証。

1. 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
2. 経営安定関連(1号～4号及び6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連(流動資産担保保険利用分を除く)及び下請中小企業取引機会創出事業関連の各特例保険。
3. 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)

(注6B) 次の保険を利用した保証。

1. 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業

責任共有外保証料率表(注1B)

(令和4年4月1日現在)

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注3)(注8)(注9)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4B)	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500万円超1000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特例関係保険関連 (注6B)	500万円以下	0.40									
	500万円超1000万円以下	0.70									
	1000万円超	0.80									
創業関連保険	500万円以下	0.35									
	500万円超1000万円以下	0.50									
	1000万円超	0.60									
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保険	500万円以下	0.40									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.70									
特定保険関連 (注7B)	500万円以下	0.90									
	500万円超1000万円以下	1.10									
	1000万円超	有担保	1.25								
		無担保	1.35								
事業再生保証(DIP)	有担保	2.10									
企業再生支援融資(法的整理型)	無担保	2.20									
事業再生計画実施関連保証		1.00									
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下	0.60								
		1億円超	0.70								

再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く)及び新事業開拓保険(低保険料率適用分)

- 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連及び下請中小企業取引機会創出事業関連の各特例保険。

(注7A) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、経営力向上関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連及び技術等情報漏えい防止措置関連の各特例保険。

(注7B) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)

- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、及び経営力向上関連の各特例保険。

(注8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。また、経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

(注9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
※一括支払契約保証及び承継(専門家確認)は対象とならない。

(注10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。

信用保証メニュー (東京都制度融資)

政策課題 対応資金	融資メニュー		融資対象
	細目	略称	
DX・イノベ・ 産業育成支援融資 (DX)	DX・イノベ・ 産業育成支援	DX	(1)から(26)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (2)東京都の「5Gによる工場のスマート化事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (3)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)」を受講修了していること。 (4)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「多摩イノベーション総合支援事業」のマッチング支援及びプロジェクト支援を利用していること。 (5)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的サービスの事業化支援」の事業化支援を利用していること。 (6)東京都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用していること。 (7)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション創出プロジェクト2020 助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (8)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的事業展開設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (9)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「医療機器産業参入促進助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (10)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「新しい日常」対応型サービス創出支援事業」の支援を受けていること。 (11)東京都中小企業団体中央会の「中小企業新戦略支援事業(団体向け)」の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けていること。 (12)東京都の「中小企業サイバーセキュリティ向上支援」のセキュリティ向上支援を受けていること。 (13)東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援」のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けていること。 (14)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「オンライン活用型販路開拓支援事業ハンズオン支援(展示会出展コース)」の支援を受けていること。 (15)公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「海外オンライン展示会等出展支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (16)公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「越境EC出展支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (17)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の支援を受けていること。 (18)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」を利用していること。 (19)東京都の「ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていること。 (20)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (21)東京都の「GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)」の事業化プログラム採択者であること。 (22)東京都の「TOKYO ReSTARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)」のアクセラレーションプログラム採択者であること。 (23)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「TOKYO戦略的イノベーション促進事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (24)東京都の「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (25)東京都の「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (26)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「中小企業SDGs経営推進事業」のSDGs経営のハンズオン支援を受けていること。
	働き方改革支援	働き方	(1)から(9)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「テレワーク課題解決コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。 (2)東京都の「テレワーク導入ハンズオン支援事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (3)東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)テレワーク機器導入事業」(新:テレワーク定着促進助成金)の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (4)東京都の「テレワーク促進事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (5)東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)サテライトオフィス利用事業」(新:テレワーク定着促進助成金)の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (6)東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を平成31年度(令和元年度)以降に受け、働き方改革に取り組んでいること。 (7)東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいること。 (8)東京都の「男性育休取得促進に向けた普及啓発事業」に取り組んでいること。 (9)東京都の「時差Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいること。
社会課題解決融資 (社会課題)	女性活躍推進特例 [テレワーク期間ルール] 実践企業選定期間	働き方・女性 働き方・テレ雇	働き方改革支援の融資対象である、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目1から14全てを公表しているもの 働き方改革支援の融資対象である、東京都の「[テレワーク東京ルール]実践企業宣言」を行っているもの
	ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	ソーシャル	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)認定NPO法人、特別認定NPO法人の認定を取得していること。 (2)「国民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファーム(事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業)の認証又は予備認証を取得していること。
小規模事業融資 (小)	脱炭素・ ゼロエミッション支援	脱炭素・ ゼロエミ	(1)から(6)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用していること。 (2)東京都の「地域」の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用していること。 (3)ISO14001やエコアクション21の認定を取得していること。 (4)東京都の「LED照明等省エネ対策促進助成事業」を利用していること。 (5)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業」にて戦略・ロードマップ」を策定し確認を受けていること。 (6)東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの。
	BCP・サイバー セキュリティ対策支援	BCPサイバ	(1)から(5)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成事業」を利用していること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP策定講座(ステージ2)」にてBCPを策定していること。 (3)BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定していること。 (4)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用していること。 (5)独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)のSECURITY ACTIONの2段階目(★★二つ星)の「宣言済み」であること。
一般的な事業 運営資金	小口 フリーランス (国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者
	小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。
一般事業融資 (事業)	クイックつなぎ(小口) (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合
一般事業融資 (事業)	受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合
	クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
一般事業融資 (事業)	補助金・ 助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京工と財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合
	極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあること。
一般事業融資 (事業)	組合向け ㊦	組	事業協同組合等
	官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合

*「責任共有利率」: 責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」: 責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率
㊦商工組合中央金庫のみ取扱可。

令和4年4月1日現在

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助
	運転資金	設備資金					
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 2分の1 ※ただし、テレ ワークの取組は 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		上記より0.4%優遇				全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			全事業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			小規模企業者 2分の1
2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内) 融資期間1年以内 の場合は更新可能	10年以内 (1年以内)	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内		原則として不要	原則として不要	全事業者 2分の1
300万円 (同)	2年以内	—	※小口支援特例は小口の金利より0.4%優遇				
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定		原則として不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—	金融機関所定				
500万円 (同)	2年以内	—	金融機関所定				
1億円 (2億円) 補助金・助成金の 交付決定額の未交付 金額の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交 付決定から助成対象期間終了 日の属する月の6か月後の月 末までの期間とする。		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内			
1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定				
(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 または変動金利「短プラ+0.9%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	転貸資金の場合 代表理事及び 転貸先代表者	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保	
				上記より0.1%優遇			

融資メニュー	融資対象			
	細目	略称		
新たな事業展開資金	創業融資(創業)	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	
		創業支援特例	創業・支援	(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
	販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	[ビジネスチャンス・ナビ A 型(略称: ナビ A)] ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 [ビジネスチャンス・ナビ B 型(略称: ナビ B)] ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入力・調達案件を受注した中小企業者又は組合
	設備融資(設備)	設備投資・企業立地促進	設備立地	[設備投資(略称: 設備投資)] 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の購入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む)を行う中小企業者 [企業立地促進(略称: 立地促進)] 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者
		経営強化	強化	[強化支援(略称: 強化支援)](国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合 [強化認定(略称: 強化認定)] 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合
	経営強化融資(強化)	強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。 (経営強化認定(略称: 強化認定)の融資対象者のみ利用可能)
		チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和4年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。
	チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和4年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。
	事業承継融資(承継)	事業承継	承継	[事業承継一般(略称: 承継一般)] (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10名以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継をした日から5年未満であり、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 [事業承継経営者保証不要型(略称: 承継経保)](国の全国統一保証制度) (1)又は(2)に該当しかつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3か月以内、事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)令和2年1月1日から令和3年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA有利負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済継続している借入金がないこと。
事業承継支援特例			承継・支援	[事業承継個人融資型(略称: 承継個人)] (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。
M&A つなぎ		承継 M&A	M&Aにより事業承継に取り組む中小企業者 (ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない)	
経営セーフ		経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合	
経営安定融資(経営)	経営一般	経営一般	(1)から(8)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月1日以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3)売上原価の20%以上を占める販路等の仕入価格が20%以上上昇し、一方で、価格転嫁できていないこと。 (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (5)倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (6)災害により事業活動に影響を受けていること。 (7)東京都知事が指定するもの。(ア)スベスト対策 (8)東京都知事が指定するもの。(ウ)ウクライナ情勢対応緊急融資 次のア及びイを満たすもの ア ウクライナ情勢を契機として、事業活動に影響を受けていること。 イ 「最近3か月間(申込月の前々月を含めること)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること)の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること。なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢を契機として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していることと見なすことが可能。	
		経営改善	経営改善	[改善支援(略称: 改善支援)] 保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都による支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合 [改善サポート(略称: 都改サポ感発)](国の全国統一保証制度) 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)に定める要件に該当する中小企業者又は組合
	特別借換	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	
経営の安定化資金	再生支援融資(再生)	企業再生	[再生的整理(略称: 再生的整理)] 事業再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 [再生私的整理(略称: 再生私的整理)] 中小企業再生支援協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合	
	災害復旧資金(災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
	危機対応融資(危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長の認定を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
	新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)	伴走全国(国の全国統一保証制度)	伴走全国	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからウのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得(売上減少15%以上又は前年同月上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少) ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少している。又は、最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少している
		伴走対応	伴走対応	(1)から(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む)こと。 (3)アからウのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得(売上減少15%以上又は前年同月上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少) ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少している。又は、最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少している
	事業転換・業態転換等支援融資(新型コロナウイルス感染症対応)(事業・業態転換)	事業転換・業態転換	事業・業態転換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)最近1か月の売上高が令和2年1月1日以前の直近同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が直近同月に比して5%以上減少すること。 (2)事業転換・業態転換事業計画書を策定していること。
		事業転換・業態転換特例	事業・業態転換特例	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っていること。 (2)「DX・イノベーション・産業育成支援融資」の融資対象を満たしていること。
特別借換(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等)(コロナ借換)	コロナ借換	コロナ借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「借換対象コロナ融資※」又は本融資の融資残高があること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換、令和2年度の危機対応融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)	
環境保全資金融資あつせん	環境保全	環境保全	最新規制適合車への買い替え	
流動資産担保融資	ABL1	ABL1		
	ABL2	ABL2	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合	

* 「責任共有利率」: 責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」: 責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率
(※) 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

令和4年4月1日現在

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助
	運転資金	設備資金					
3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として不要	原則として不要	全事業者 2分の1
上記より0.4%優遇							
2億8,000万円 (同)	10年以内(2年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1
2,000万円 (同)	10年以内(1年以内)						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (ただし工事代金等が 入金されるまでの期間)	—	【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)	【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内 ※「強化支援」は固定金利のみを適用する	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内 ※「強化支援」は固定金利のみを適用する	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 2分の1
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		上記より0.2%優遇				
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	徴求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	徴求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		※「承継保証」は責任共有利率のみを適用する				
2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇		経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	事業承継の 各融資対象と同様
2,500万円	3年以内		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (6か月以内)		金融機関所定				
2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定		原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	必要に応じ有担保	小規模企業者 2分の1
原則として—災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		【責任共有利率】固定金利 1.7%	【全部保証利率】固定金利 1.5%			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		—	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 2分の1
6,000万円 (同)	10年以内 (5年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内			
2億2,000万円 (4億2,000万円)	10年以内 (5年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 4分の3又は小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (同)	15年以内 (5年以内)		【責任共有利率】固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	【全部保証利率】固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			
借換元の融資残高及び 事業計画実施に必要な 資金の範囲内(同)	15年以内 (5年以内)		【責任共有利率】固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	【全部保証利率】固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 全額又は4分の3
1億円 (同)	—		東京都が申込受付をした日の長期プライムレート以内				
2億5,000万円 (同) ※保証限度額は2億円 …融資額の80%を保証	1年 1年以内		金融機関所定		原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—
1年							

業務概要

信用保証メニュー (主な保証制度)

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 (全国小口)	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条(以下「特定事業」という)を行う事業者 ②常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする ③事業協同組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員数が20人以下の事業者(上記①から⑥に掲げる事業者を除く)
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 (長経)	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、前向きに進捗するもので債務超過でない(次期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う)) 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構築物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある
中小企業者の経営力強化のための資金に対する保証	経営力強化保証 (経営力強化)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証制度 (SDGs保証)	SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、企業者
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度 (健康DS保証)	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①「健康企業宣言の証」、2.「トライくるみん」「くるみん」または「プラチナくるみん」、3.「安全衛生優良企業」、チナえるばし認定、5.「ユースエール認定」、6.「とうきょう次世代育成サポート企業」、7.「TOKYO働き方改革官パランス認定企業」、5.「過去認定企業を含む」 ②以下のいずれかの取組を推進している 1. 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に見合った場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	貸付専用型 (当貸1)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び個人 (個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産を保有していること (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上
	事業者カードローン (当貸2)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び個人 (個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅) (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上
	創業カードローン (アーリーカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの
	スマートカードローン (スマートカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、以下の要件を全て満たすもの ①与信取引(保証付を含む)がある ②法人の場合は(1)、個人の場合は(2)に該当する (1)直近の決算において、経常利益を計上しているまたは債務超過でない (2)直近の決算において、所得金額がある
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証 条件変更改善型借換保証 (条変改善借換)	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既存借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 (私募債)	次の基準(1)~(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすこと 項目 基準(1) 基準(2) 基準(3) ① 純資産の額 5千万円以上3億円未満 3億円以上5億円未満 5億円以上 ② 自己資本比率 20%以上 20%以上 15%以上 ③ 純資産倍率 2.0倍以上 1.5倍以上 1.5倍以上 ④ 使用総資本事業利益率 10%以上 10%以上 5%以上 ⑤ インタレストカバレッジレシオ 2.0倍以上 1.5倍以上 1.0倍以上 ※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 「私募債」は、中小企業信用保険法に定める「会社」 「財務無保証人」は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 (財務無保証人)	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証制度 (短期一括)	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者(申込金融機関のP2P融資と同時実行を要す)
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	タイアップ成長支援保証 (タイアップ)	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者(申込金融機関のP2P融資と同時実行を要す)
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災復興緊急保証 (震災緊急)	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定を受けた中小企業者及び組合
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 (危機関連)	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた危機指定期間のみ利用可能
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証制度 (承継特別)	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証 ①保証申込日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過し、次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ウ 法人・個人が分離がなされていること エ 返済継続している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 (持株承継)	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済決議株株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済決議株株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社は中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③バンクミューティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)に計画の実行及び進捗の報告を行うもの
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証※1	伴走支援型特別保証制度 (伴走特別)	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからウのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得(売上減少15%以上又は前年同月売上高が令和2年1月29日時点において15%以上減少) ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少している、又は、最近1か月の売上高が前年同月に比して売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少している。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証※3	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度 (改善サポ感染)	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された事業再生を行うもの。

③ 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。
※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が0.2%~1.15%になるよう国が補助。
※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。
※3 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が0.2%になるよう国が補助。

令和4年4月1日現在

	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保		
第1項に定める業種に属する事業 ものうち特定事業を行う事業者	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高 (または融資極度額)との 合計が2,000万円以下と なる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内	金融機関所定利率	法人…原則として 代表者 個人…原則として 不要 組合…原則として 代表理事	原則として 無担保		
繰越欠損がない	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…原則として 代表者 個人…原則として 不要	不動産担保を要す		
小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転5年以内(据置期間1年以内を含む) 設備7年以内(据置期間1年以内を含む) ※事業計画の実施に必要な資金に限る ※本制度により、保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内		金融機関所定利率	法人…原則として 代表者 個人…原則として 不要 組合…原則として 代表理事	原則として 必要に応じ	
またはすでに取り組んでいる中小	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)					
4.「えるぼし認定」または「プラ 言企業」、8.「東京ライフ・ワーク」	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む)					
組合(組合は企業組合、協業組合)	1企業・1組合 100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年					原則として 5,000万円超の 場合は必要
不動産(自宅・店舗等)がある 担保提供がある	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内						
組合(組合は企業組合、協業組合)	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内	事業資金 1年					原則として 不要
・店舗等)を所有する	1企業・1組合 300万円						
こと	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)②					社債利息、発行 費用等は申込金し てください
満たす方 充足要件 必須要件 ストック要件 (1つ以上充足) フロー要件 (1つ以上充足)	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額) 4億4,800万円 *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内					
1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内	不要	金融機関所定利率				法人…原則として 代表者 個人…原則として 不要 組合…原則として 代表理事
1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内						
1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6か月以内を含む)						
1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)						
中小企業者及び組合(国が指定し ていないもの)	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保 証を提供している既往借入金(申込金融機関以外のプロ パー借入金含む)の返済資金に限る					
事業承継の必要が生じていること	1企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必 要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総 数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る					
合意に至った廃業計画書に従って	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)					
ける直近決算の月平均売上高対比 5%以上減少し、かつ、前年同月の	1企業・1組合 6,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間5年以内を含む)					
れた計画など、所定の計画に基づ	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間5年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る					

保証金額の最高限度一覧表

保証金額の最高限度一覧表

(令和4年4月1日現在)

	区 分	個人・法人	組合等
一般 関 係 保 険 に 係 る 保 証	普通保険に係る保証	2億円	4億円
	無担保保険に係る保証 ※1	8,000万円	8,000万円
	特別小口保険に係る保証 ※2	2,000万円	2,000万円
	流動資産担保保険に係る保証	2億円	2億円
	公害防止保険に係る保証	5,000万円	1億円
	エネルギー対策保険に係る保証	2億円	4億円
	海外投資関係保険に係る保証	2億円	4億円
	新事業開拓保険に係る保証	2億円	4億円
	事業再生保険に係る保証	2億円	2億円
	特定社債保険に係る保証 ※3	4億5,000万円	—
	特定支払契約保険に係る保証 ※4	10億円	10億円
	破綻金融機関等関連特別保険に係る保証	5億円	—
	破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証	1億円	—
	特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	特定新技術事業活動関連保証 ※5	3億円
経営安定関連保証 ※6 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
		3億8,000万円	4億8,000万円
危機関連保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
災害関係保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
労働力確保関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中小小売商業関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
商店街整備等支援関連保証		2億8,000万円	—
伝統的工芸品支援関連保証		2億8,000万円	—
地域伝統芸能等関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
流通業務総合効率化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
小規模事業者支援関連保証		2億8,000万円	—
中心市街地商業等活性化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中心市街地商業等活性化支援関連保証 ※8		5億6,000万円	—
社 外 高 度 人 材 活 用 新 事 業 分 野 開 拓 関 連 保 証	※9	2億8,000万円	—
		3億円	—
		3億円	—
経 営 革 新 関 連 保 証	※9	2億8,000万円	4億8,000万円
		3億円	6億円
		3億円	6億円

	区 分	個人・法人	組合等
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	経営力向上関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	経営革新等支援関連保証	2億8,000万円	—
	情報処理支援関連保証	2億8,000万円	—
	先端設備等導入関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 4億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	連携事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	特定連携事業継続力強化関連保証 ※ 10	2億8,000万円	—
	事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業再生計画実施関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億8,000万円	—
	創業関連保証	3,500万円	—
	連携創業支援等関連保証	2億8,000万円	—
	特定信用状関連保証	2億円	4億円
	特定中小企業再生支援関連保証	2億8,000万円	—
	周辺地域整備関連保証 ※ 11	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	下請振興関連保証 ※ 12	2億8,000万円 2億円	4億8,000万円 2億円
	特定下請連携事業関連保証 ※ 11	2億8,000万円 4億円	4億8,000万円 6億円
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証 ※ 13	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	地域経済牽引事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域経済牽引支援関連保証	2億8,000万円	—
	農商工等連携事業関連保証 ※ 9	4億8,000万円 4億円 4億円	6億8,000万円 6億円 6億円
	農商工等連携支援関連保証	2億8,000万円	—
	経営承継関連保証	2億8,000万円	—

	区 分	個人・法人	組合等
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	特定経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継借換関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	商店街活性化支援関連保証	2億8,000万円	————
	東日本大震災復興緊急保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報提供支援関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化促進事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報処理システム運用・管理関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円

(注) 普通保険及び無担保保険に係る保証以外の保証は、法律等が定める特別の要件を具備した中小企業者等が対象となります。また、「組合等」については、個々の保険により対象となる組合が限定されており、すべての組合が対象となるものではありません。

- ※1 創業関連保証と合算での限度額です。
- ※2 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更されます。
- ※3 普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）との合計額は5億円が限度となります。
- ※4 普通保険に係る保証、無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）及び特定社債保険に係る保証との合計額は10億円が限度となります。
- ※5 新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。
- ※6 下段は経営安定関連6号の認定を受けた場合の限度額です。
- ※7 災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証は合算で5億6千万円（組合は9億6千万円）が限度となります。また、災害関係保証及び経営安定関連保証は合算で2億8千万円（組合は4億8千万円）が限度となります。
- ※8 保証対象者が特定会社の場合は、他の一般関係保険に係る保証及び中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。また、保証対象者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は、中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。
- ※9 中段は海外投資関係保険に係る保証であり、他の海外投資関係保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。
- ※10 限度額は、他の一般分（大企業者になる前に中小企業者として利用した一般分）との合計額です。
- ※11 下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。
- ※12 下段は流動資産担保保険に係る保証です。
- ※13 下段は新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証※

区 分	対 象 者
商店街整備等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人
経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報処理支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
連携創業支援等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関（商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人）
地域経済牽引支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者個人
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報提供支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	一般社団法人、一般財団法人

※各特例関係保険の根拠法令が定める一定の要件（主務大臣の認定等）を満たす一般社団法人、一般財団法人、特定会社等に限られます。

※上記の保証以外の場合は医業を主たる事業とする一般社団法人及び一般財団法人のみ保証対象となります。

管理業務

信用保証書を交付すると、保証協会では融資の実行、返済をはじめ、名称住所変更等についての報告を受けて保証債権の管理を行います。また、保証条件に変更が生じるようなことがあれば金融機関から依頼を受けて協議等を行います。

貸付実行報告

取扱部署：管理部信用保険課

信用保証書に基づき保証付融資が実行された場合、金融機関から伝送もしくは書面(貸付実行報告書)により、すみやかに報告していただきます。

信用保証書の有効期限は保証日の翌日から30日となっており、その期間に実行されることを要します。但し、都合により有効期間内に融資実行できない場合、60日以内であれば、書面(信用保証書有効期限延長依頼書)の提出により協会の承認を得て、実行することができます。

なお、確定日保証については保証条件の日付で融資実行していただく必要があります。

返済報告

取扱部署：管理部信用保険課

融資条件に基づく約定返済、一部内入、繰上返済等返済を受けた場合、金融機関より伝送もしくは書面(償還報告書)にて報告していただきます。

各種報告

取扱部署：支店保証課等(保証審査担当部署)

保証契約に影響を及ぼさないような変更があった場合、書面(被保証人名称・住所等変更届出書)により報告していただきます。例えば、名称・住所の変更、組織変更、代表者変更(連帯保証人の追加を伴わないもの)等が該当します。

条件変更手続

取扱部署：支店保証課等(保証審査担当部署)、管理部管理統括課

貸付実行後に保証条件にかかる変更事由が生じた場合は書面(保証条件変更申込書・依頼書)を提出の上、保証協会の承認を得る必要があります。保証協会の承認を必要とする主なものとしては期間延長・返済方法の変更、連帯保証人の追加・解除、債務引受、担保の変更等があります。このうち、期間延長・返済方法の変更については担当地域の本・支店保証課等の保証審査担当部署、その他の変更は管理部管理統括課が担当します。

保証協会は承認後、金融機関に対して変更保証書を発行します。条件変更の手続完了後に報告の必要がある場合、変更実行報告書を提出していただきます。

事故報告

取扱部署：管理部管理統括課

保証付融資をご利用いただいている中小企業者等の信用状態が悪化し、債権の保全を必要とする事由や回収困難な事由が生じた場合、金融機関から書面(事故報告書)による報告が必要です。具体的な事由としては法的整理、不渡発生、差押等です。事故報告書を提出していただき、その後の対応について協議します。

協議の結果、引き続き金融機関に管理していただくか、保証協会が代位弁済の手続に移行するかの方向づけを行います。

代位弁済手続

取扱部署：管理部代位弁済課

保証協会と協議の結果、返済が困難であると判断された場合、金融機関は書面(代位弁済請求書)を提出の上、代位弁済請求を行います。金融機関からの代位弁済請求に基づき、保証協会が元金及び一定範囲の利息を支払い、求償権を取得します。

完済報告

取扱部署：管理部信用保険課

保証付融資が完済となった場合、金融機関から伝送もしくは書面(償還報告書)にて報告していただきます。

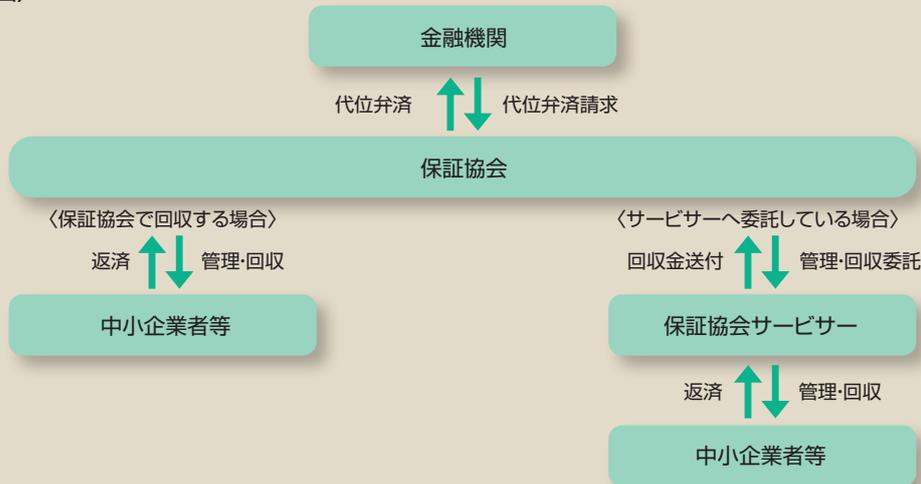
整理業務

中小企業者からの返済が困難な状況となると、金融機関と保証協会の協議の上、保証協会が金融機関に代位弁済を行い、求償権を取得します。

求償権取得後、保証協会は債権者として、直接、求償権の管理・回収を行います。回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細やかな管理を行い、公正かつ厳正な回収に努めています。

なお、無担保求償権については全国の信用保証協会が共同で設立した保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)へ管理・回収を委託しています。令和3年度の保証協会債権回収株式会社東京営業所による委託回収額は53億円(前年度比98.5%)となっています。

〈関係図〉



〈保証協会債権回収株式会社の都内事業所一覧〉

○東京営業所 / 中央区新川1-23-4 I-Sリバーサイドビル5F-6F 03-6891-6140
 ○多摩分室 / 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル7F 042-526-0531

個人情報保護

個人情報保護宣言

東京信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さま(以下、「お客さま」といいます。)が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

個人情報の保護に関する法律などの法令・ガイドライン等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には利用いたしません。
- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

(3)個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データの安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

- ・個人データについては、法令等を遵守して厳重管理します。
- ・当協会は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止を図るため適切な安全管理体制を構築します。
- ・当協会は、当協会の役職員としてとるべき行動を具体的に示すものとして、別途、個人データの管理に関する内部規程を制定します。
- ・当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修などを行います。
- ・当協会は、本基本方針の遵守状況などを定期的に点検、評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
- ・当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。

(4) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(5) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、所定事項を記載した「保有個人データ開示等申請書」を当協会窓口にご提出いただくこととなりますが、その際、書類にてご本人の確認をさせていただきます。なお、「保有個人データ開示等申請書」は、当協会窓口を設置してある他、当協会ホームページからもダウンロードすることができます。

(6) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記(9)の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客さまの個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記(9)の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客さまの個人情報を個人情報の保護に関する法律第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記(9)の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

(7) 上記(5)(6)の手続について

(5)(6)の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、当協会ホームページの事業所一覧または備え付けのパンフレット「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」をご覧ください。

当協会ホームページ <https://www.cgc-tokyo.or.jp>

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

(2005年4月 1日制定)
(2006年4月 1日改定)
(2010年4月 1日改定)
(2011年9月13日改定)
(2013年7月16日改定)
(2017年5月30日改定)

記

1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し次の(1)～(3)に掲げる事項を遵守いたします。

- (1)法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに次の①～⑩の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
 - ② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
 - ③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
 - ④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑥ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
 - ⑧ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
 - ⑨ 求償権の行使
 - ⑩ 信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑪ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営
- (2)個人信用情報機関から提供を受けた情報であってお客さまの返済能力に関するものを、お客さまの返済能力の調査以外の目的のため利用しないこと
- (3)お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用しないこと

2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3. 個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- (1)信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- (2)お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- (3)債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合
- (4)個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

4. ダイレクト・メールの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・メールの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、最寄りの当協会支店保証課までお申し出ください。

5. 個人データの取り扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取り扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- (1)行方不明先等の調査業務
- (2)債権管理回収業務

6. 個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません*。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、書面によりお客さまの同意を得ることとしております。

*本取り扱い開始前の信用保証により取得させていただいた個人情報は、信用保証の制度をご利用いただく上で一般的に推定が及ぶと思われる範囲でお取り扱いさせていただきます。

7. 共同利用に関する事項(法23条5項3号関係)

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1)共同利用される個人データの項目

- ① 創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載された情報
- ② 財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③ 保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④ 条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報

- ⑤ 事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥ 代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦ 求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧ その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2) 共同利用者の範囲

- ① 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
具体的な名称についてはこちらをご覧ください。
<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

- ② 一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

- (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称
一般社団法人全国信用保証協会連合会

8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

次のとおりです。

- (1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称 東京信用保証協会
- (2) 開示等の対象となる個人情報(は、当協会の保有する個人情報のうち、当協会が開示等の権限を有するもの(以下、「保有個人データ」といいます。))に限ります。

(3) すべての保有個人データの利用目的

- 1. をご参照ください。

(4) 「開示等の請求等」に応じる手続等に関する事項(法32条関係)

当協会では、法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正、利用停止、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。))に対応させていただいております。

なお、「開示等の請求等」を行う場合は、開示を求める「保有個人データ」を具体的に特定されるようお願いいたします。

- ① 「開示等の請求等」のお申出先
「開示等の請求等」は、最寄りの当協会本・支店までお願い申し上げます。
なお、遠方のお客さまなどで窓口にお越しいただけない場合は、事前にご相談ください。
- ② 「開示等の請求等」に際してご提出いただく書面(様式)等
「開示等の請求等」を行う場合は、当協会ホームページより次の申請書(A)をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、当協会窓口にご提出ください。その際、書類(B)でご本人の確認をさせていただきます。
(A) 当協会所定の申請書
・ 保有個人データ開示等申請書
(B) 本人確認のための書類
(例) 運転免許証、パスポート等
- ③ 代理人による「開示等の請求等」
「開示等の請求等」を行う方が、本人または未成年者等の法定代理人である場合、もしくは、「開示等の請求等」を行うことにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。当協会所定の書式は、ホームページよりダウンロードいただけます。
(A) 法定代理人の場合
・ 成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
・ 法定代理権があることを確認するための書類((例) 戸籍謄本) 1通
※未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するため、法定代理人の運転免許証、パスポート等を確認させていただきます。
(B) 委任による代理人の場合
・ 当協会所定の代理人選任届 1通
・ 本人の印鑑証明書 1通
※代理人本人であることを確認するため、代理人の運転免許証、パスポート等を確認させていただきます。
- ④ 「開示等の請求等」に対する回答方法
「開示等の請求等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については郵送または当協会窓口にてご回答いたします。郵送先は、ご本人が申請した場合は申請者欄にご記入いただいた住所宛、代理人が申請した場合はご本人さまの住所宛となります。
- ⑤ 「開示等の請求等」に関して取得した個人情報の「利用目的」
「開示等の請求等」に伴い取得した個人情報は、「開示等の請求等」に応じるために必要な範囲内で取り扱うものとします。
※次に定める場合等は、「開示等の請求等」には応じることができません。その決定をした場合は、その旨、ご通知申し上げます。
・ 申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
・ 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
・ 所定の申請書類に不備があった場合
・ 開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
・ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
・ 保証審査内容等、当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
・ 他の法令に違反することとなる場合

9. 苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)

(1) 個人情報の取り扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先は、以下に掲げる窓口となります。

- ① お電話による場合 最寄りの当協会本・支店までお願いします。
- ② お手紙による場合 当協会総務部総務課までお願いします。
〒104-8470 東京都中央区八重洲2丁目6番17号
東京信用保証協会 総務部総務課

10. 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

※令和4年3月31日現在の情報です。

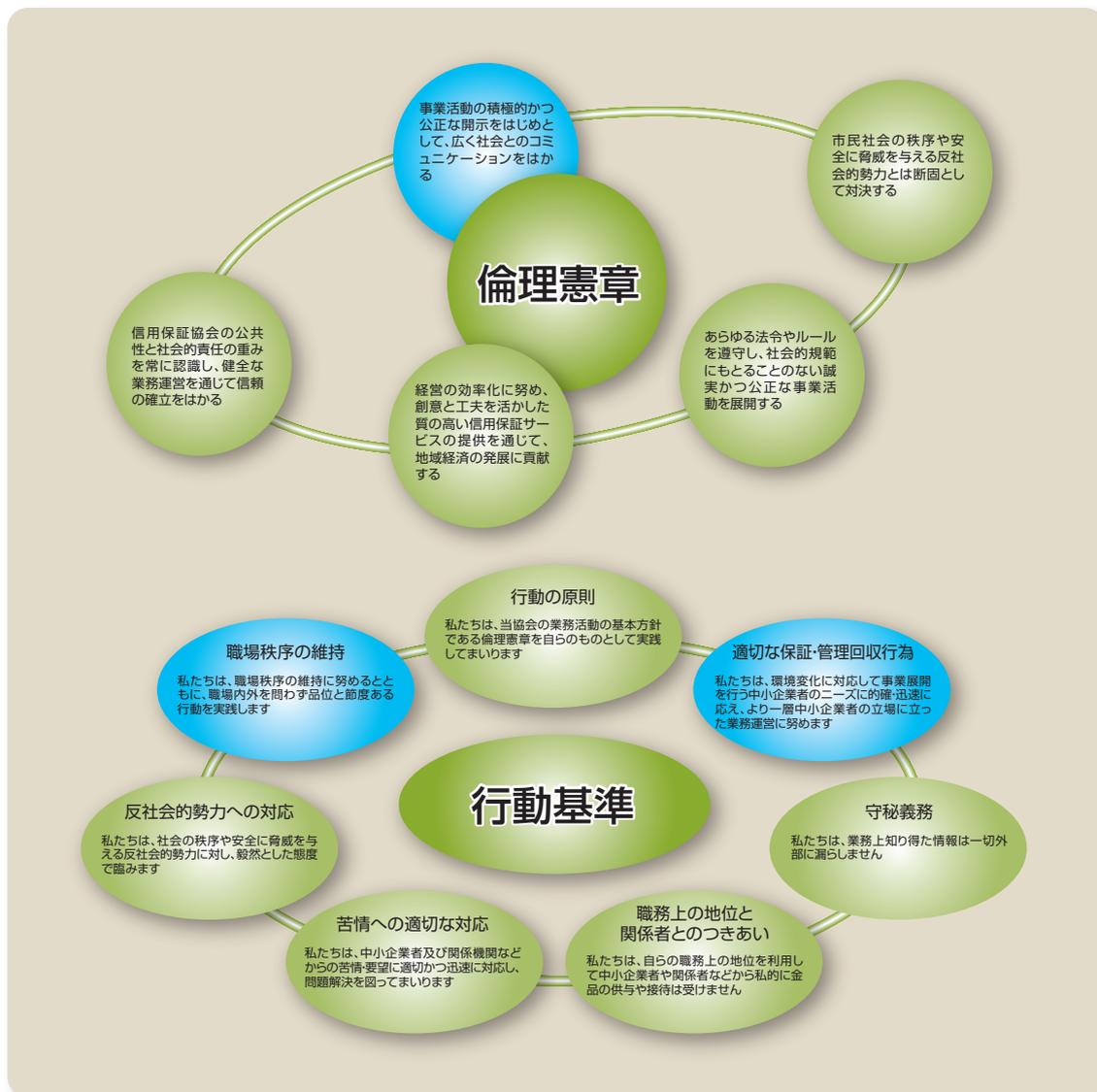
コンプライアンス態勢

～コンプライアンスの実践に取り組みます～

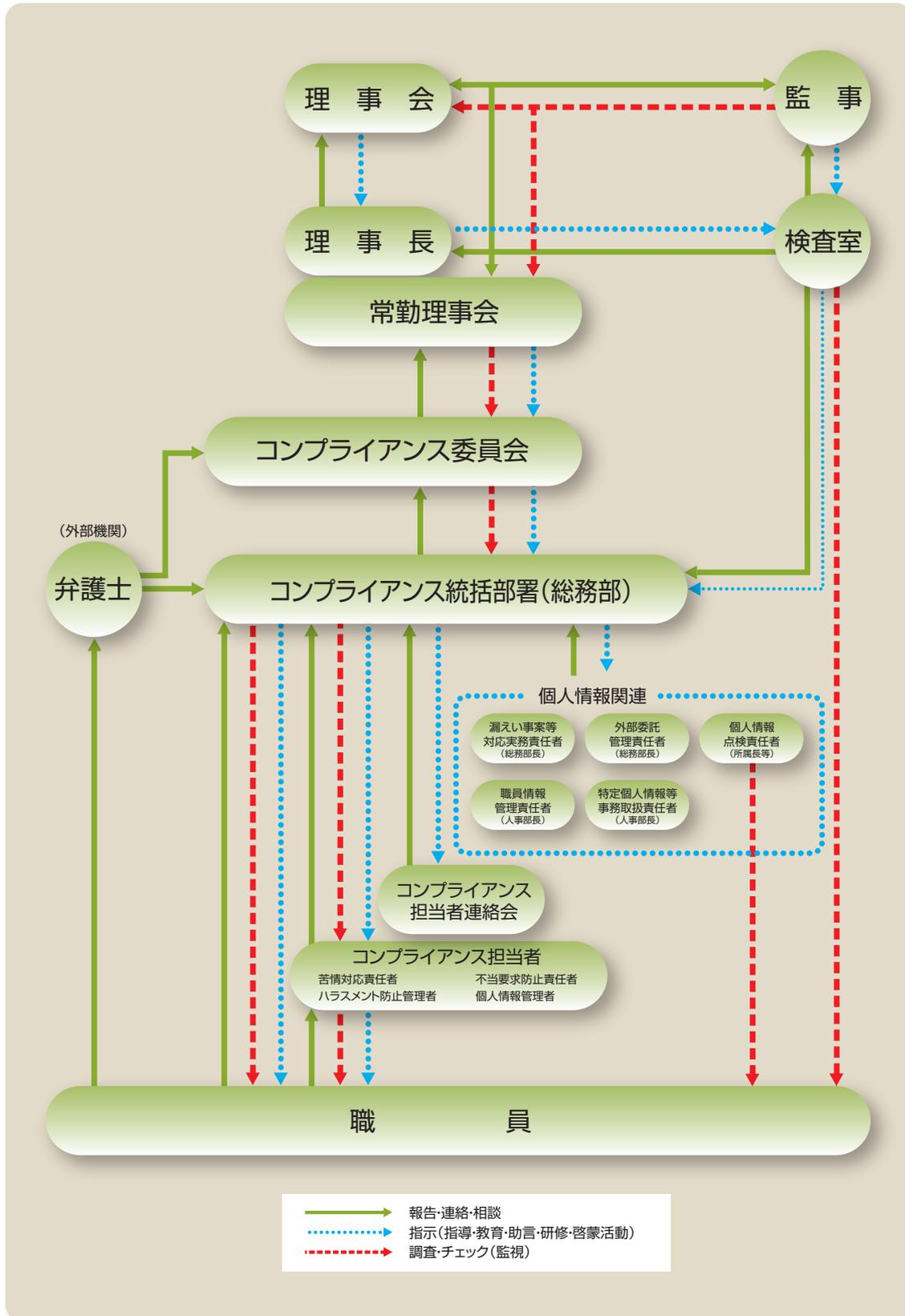
当協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「東京信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動の指針として「行動基準」を策定しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、遵守状況の把握、諸施策の評価などを行うとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況を監視しています。また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、さらにコンプライアンス違反を発見した職員が外部の弁護士に通報できる仕組みをつくるなど、きめ細かい実践体制を整えています。



コンプライアンス推進体制図



定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために主たる業務として信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、東京信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

- 立川支店 東京都立川市
- 池袋支店 東京都豊島区
- 五反田支店 東京都品川区
- 錦糸町支店 東京都墨田区
- 新宿支店 東京都新宿区
- 八王子支店 東京都八王子市
- 千住支店 東京都足立区
- 上野支店 東京都台東区
- 渋谷支店 東京都渋谷区
- 葛飾支店 東京都葛飾区
- 大田支店 東京都大田区

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって決する。

(公告)

第5条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 業 務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- 一 中小企業者等又はこれ等の組織する組合が銀行その他の金融機関から資金の貸付けを受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 二 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの)に限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - 三 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務
- 2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。
- 一 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
 - 二 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
 - 三 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第一号から第三号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
 - 四 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
 - 五 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 3 本協会は、前項第三号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条及び次条において「中小企業者」とは、東京都内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、東京都内に住所若しくは居所を有する者又は東京都内において勤労に従事する者をいう。

(協会と銀行その他の金融機関との連携)

第6条の2 本協会はその業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

(保証債務の最高限度)

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出入金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の18倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

- 2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
- 3 出えん金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 4 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受け入れ、これを基本財産に充てることことができる。
金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることことができる。
この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は、変更しないものとする。

(事業年度)

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本協会に役員として理事22名以内及び監事3名以内を置く。

(委しよく)

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから東京都知事が委しよくする。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることが出来る。

- 2 理事が11名以下、監事が1名となったときは、遅滞なく、これを補充するものとする。
補欠又は新たに定められた理事又は監事の任期は、現在の理事又は監事と同時に終了する。
- 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職を行う。

(理事長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから理事長1名、専務理事1名、常務理事2名以内を互選する。

- 2 理事長は本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、本協会を代表し、理事長を補佐して本協会の業務を処理し、理事長に事故あるときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決定により処理しなければならない。

(同前)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して理事長に理事会の招集を請求したときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の決議は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。
- 4 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。
- 5 前項の書面による決議には、理事会の決議に関する規定を準用する。
- 6 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

第5章 解散

(解散事由)

第16条 本協会は、次の事由によって解散する。

- 一 理事会の決議
- 二 破産手続開始の決定
- 三 設立認可の取消し

2 前項第1号の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第17条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じ、且つ、その出えんの額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は東京都に帰属する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成15年1月6日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年9月12日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年2月2日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年6月17日から施行する。

附 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

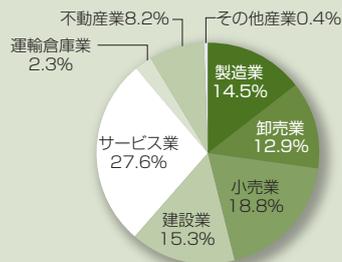
統計資料 (金額と%(パーセント)は四捨五入している為、合計(全体)と一致しません)

保証利用企業数 (令和4年3月31日現在)

業種別

	3年度	
	保証利用企業数	構成比%
製造業	32,582	14.5
卸売業	29,112	12.9
小売業	42,421	18.8
建設業	34,446	15.3
サービス業	62,279	27.6
運輸倉庫業	5,230	2.3
不動産業	18,443	8.2
その他産業	810	0.4
全体	225,323	100.0

業種別構成比

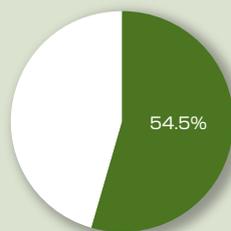


保証利用率

保証利用率

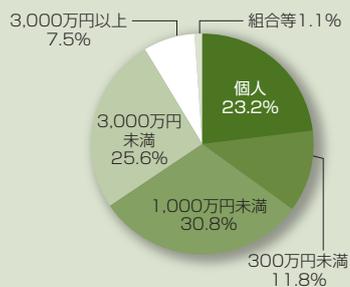
元年度	2年度	3年度
41.4%	53.1%	54.5%

(注) 都内中小企業数は、都内の全中小企業から保証対象外である農業・林業・水産業を営む企業を除いた413,408者。「中小企業白書2021年版」より引用。



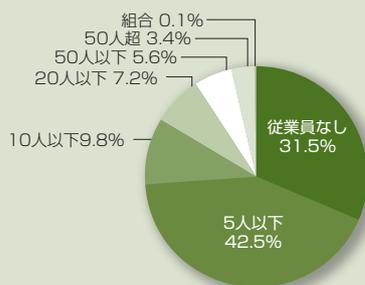
資本金別

	3年度	
	企業数	構成比%
個人	52,222	23.2
300万円未満	26,623	11.8
300万円以上1,000万円未満	69,401	30.8
1,000万円以上3,000万円未満	57,632	25.6
3,000万円以上	16,913	7.5
組合等	2,532	1.1
全体	225,323	100.0



従業員別

	3年度	
	企業数	構成比%
従業員なし	70,949	31.5
5人以下	95,663	42.5
6人以上10人以下	22,109	9.8
11人以上20人以下	16,237	7.2
21人以上50人以下	12,626	5.6
50人超	7,576	3.4
組合	163	0.1
全体	225,323	100.0

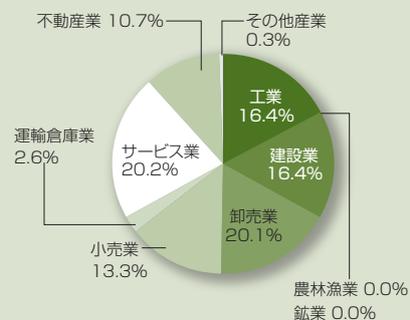


保証承諾

業種別保証承諾状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
食 料 品 工 業	8,819	46,680	7,633	0.6
織 維 品 工 業	3,436	17,277	2,863	0.2
木 材・木 製 品 工 業	1,041	3,739	829	0.1
家 具・建 具 工 業	2,455	10,997	2,263	0.2
紙 工 業	4,425	20,249	3,600	0.3
印 刷 製 本 業	30,397	140,229	21,324	1.7
化 学 工 業	2,874	21,208	2,812	0.2
石 油・石 炭 製 品 工 業	197	667	232	0.0
ゴ ム 工 業	10,387	49,276	9,620	0.8
皮 革 工 業	3,674	16,673	3,418	0.3
窯 業	2,910	16,253	2,481	0.2
機 械 工 業	25,962	115,370	19,059	1.5
電 気 機 器 工 業	10,566	54,094	8,402	0.7
車 輛 工 業	3,491	21,785	3,186	0.3
船 舶 工 業	224	728	90	0.0
金 属 工 業	22,100	108,561	18,514	1.5
そ の 他 工 業	115,854	466,919	97,140	7.8
工業小計	248,811	1,110,703	203,465	16.4
農 林 漁 業	82	160	19	0.0
鉱 業	121	813	455	0.0
建 設 業	215,081	953,822	202,879	16.4
卸 売 業	294,041	1,299,610	248,595	20.1
小 売 業	163,106	854,511	164,838	13.3
運 輸 倉 庫 業	33,464	173,484	32,337	2.6
サ ー ビ ス 業	263,638	1,392,012	250,283	20.2
不 動 産 業	109,801	478,314	133,198	10.7
そ の 他 産 業	3,427	15,203	3,421	0.3
商業小計	1,082,760	5,167,929	1,036,023	83.6
合 計	1,331,571	6,278,632	1,239,488	100.0

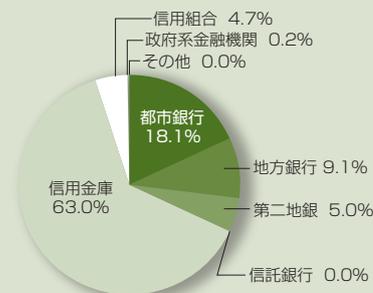


令和3年度

金融機関別保証承諾状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
都 市 銀 行	329,073	1,606,873	223,748	18.1
地 方 銀 行	120,673	772,966	112,891	9.1
第 二 地 銀	65,308	289,064	61,604	5.0
信 託 銀 行	0	10	0	0.0
信 用 金 庫	751,912	3,389,831	780,510	63.0
信 用 組 合	58,096	209,255	57,758	4.7
政 府 系 金 融 機 関	6,351	6,802	2,647	0.2
そ の 他	158	3,831	330	0.0
合 計	1,331,571	6,278,632	1,239,488	100.0



令和3年度

*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・漁協・外国銀行・RCC・新生銀行・あおぞら銀行・SBJ銀行・イオン銀行(実績のないものも含む)

地区別保証承諾状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
千 代 田 区	97,754	475,253	95,734
中 央 区	81,716	439,480	88,823
港 区	98,319	476,097	103,265
新 宿 区	79,598	389,537	53,758
文 京 区	29,597	162,675	25,049
台 東 区	69,998	367,004	68,726
墨 田 区	38,632	175,768	39,516
江 東 区	34,890	183,314	45,098
品 川 区	40,314	163,993	33,182
目 黒 区	24,301	112,175	18,068
大 田 区	62,520	227,821	54,255
世 田 谷 区	52,300	219,166	46,514
渋 谷 区	107,109	477,040	102,576
中 野 区	21,741	96,242	13,654
杉 並 区	27,092	114,097	15,980
豊 島 区	38,918	194,429	28,573
北 区	15,398	93,965	15,789
荒 川 区	19,792	97,722	19,380
板 橋 区	31,572	159,035	29,366
練 馬 区	30,778	136,840	27,188
足 立 区	47,009	230,488	44,780
葛 飾 区	33,939	146,784	45,089
江 戸 川 区	49,837	237,147	54,312
市 町 村	198,181	897,405	170,677
島 しょ	265	5,154	137
合 計	1,331,571	6,278,632	1,239,488

資金使途別保証承諾状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
運 転 資 金	1,245,515	6,198,703	1,165,640
設 備 資 金	58,859	57,287	55,843
運 転 ・ 設 備	27,197	22,642	18,004
合 計	1,331,571	6,278,632	1,239,488

制度別保証承諾状況

(単位:百万円)

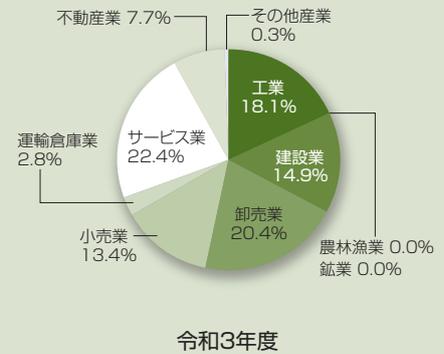
区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	845,081	5,742,632	855,933
区 市 町 制 度	157,309	457,904	298,740
そ の 他 制 度	329,181	78,096	84,815
合 計	1,331,571	6,278,632	1,239,488

保証債務残高

業種別保証債務残高状況

(単位:百万円)

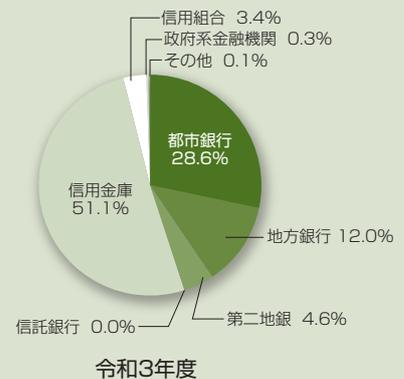
区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
食 料 品 工 業	20,605	50,309	49,177	0.7
織 維 品 工 業	10,328	19,727	19,156	0.3
木 材・木 製 品 工 業	2,273	4,287	4,203	0.1
家 具・建 具 工 業	5,649	11,826	11,654	0.2
紙 工 業	10,569	22,307	22,325	0.3
印 刷 製 本 業	79,837	158,926	152,981	2.3
化 学 工 業	8,413	23,082	22,448	0.3
石 油・石 炭 製 品 工 業	371	784	868	0.0
ゴ ム 工 業	26,613	55,562	55,656	0.8
皮 革 工 業	10,118	19,039	18,508	0.3
窯 業	7,376	17,731	16,573	0.2
機 械 工 業	59,648	127,105	122,543	1.8
電 気 機 器 工 業	27,013	60,157	58,703	0.9
車 輛 工 業	8,470	23,345	23,120	0.3
船 舶 工 業	276	715	692	0.0
金 属 工 業	55,910	121,189	119,310	1.8
そ の 他 工 業	253,535	531,945	528,380	7.8
工業小計	587,002	1,248,036	1,226,297	18.1
農 林 漁 業	151	234	201	0.0
鉱 業	510	1,040	1,341	0.0
建 設 業	450,605	1,005,528	1,005,680	14.9
卸 売 業	637,448	1,397,563	1,377,128	20.4
小 売 業	356,644	891,542	908,759	13.4
運 輸 倉 庫 業	81,356	190,879	189,619	2.8
サ ー ビ ス 業	584,567	1,504,750	1,515,981	22.4
不 動 産 業	188,477	503,409	519,770	7.7
そ の 他 産 業	7,923	18,190	18,619	0.3
商業小計	2,307,682	5,513,136	5,537,098	81.9
合 計	2,894,684	6,761,172	6,763,396	100.0



金融機関別保証債務残高状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
都 市 銀 行	1,023,167	2,061,317	1,931,935	28.6
地 方 銀 行	228,884	807,070	809,089	12.0
第 二 地 銀	113,598	306,479	312,875	4.6
信 託 銀 行	116	118	113	0.0
信 用 金 庫	1,400,453	3,341,111	3,458,930	51.1
信 用 組 合	104,293	219,698	229,249	3.4
政 府 系 金 融 機 関	23,876	21,842	17,515	0.3
そ の 他	298	3,537	3,689	0.1
合 計	2,894,684	6,761,172	6,763,396	100.0



*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・外国銀行・RCC・新生銀行・あおぞら銀行・SBJ銀行・イオン銀行(実績のないものも含む)

地区別保証債務残高状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
千 代 田 区	195,521	487,759	496,976
中 央 区	190,690	479,992	491,680
港 区	224,963	550,676	558,737
新 宿 区	165,049	422,750	411,331
文 京 区	62,756	158,320	156,809
台 東 区	139,342	345,239	344,849
墨 田 区	91,772	184,853	185,289
江 東 区	86,584	197,495	202,683
品 川 区	84,470	189,888	184,155
目 黒 区	55,079	126,610	122,582
大 田 区	141,202	272,919	270,649
世 田 谷 区	111,050	249,113	245,774
澁 谷 区	214,936	519,364	523,770
中 野 区	47,819	109,126	103,397
杉 並 区	58,838	130,058	126,493
豊 島 区	86,395	207,744	199,626
北 区	39,951	99,834	96,786
荒 川 区	46,534	99,154	100,622
板 橋 区	73,500	167,451	165,888
練 馬 区	77,683	165,452	161,191
足 立 区	107,031	240,471	238,336
葛 飾 区	74,402	162,245	174,383
江 戸 川 区	126,545	256,008	260,852
市 町 村	391,438	932,895	935,022
島 し よ	1,136	5,757	5,516
合 計	2,894,684	6,761,172	6,763,396

資金用途別保証債務残高状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
運 転 資 金	2,642,226	6,536,821	6,525,860
設 備 資 金	177,061	161,947	174,583
運 転 ・ 設 備	75,398	62,405	62,952
合 計	2,894,684	6,761,172	6,763,396

制度別保証債務残高状況

(単位:百万円)

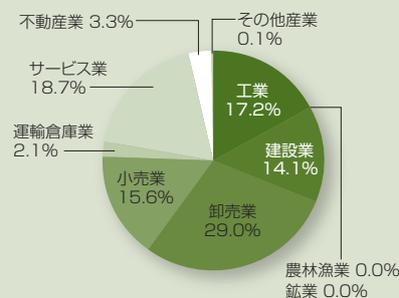
区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	1,717,209	5,629,142	5,629,313
区 市 制 度	402,097	639,136	734,135
安 定 化	9,686	7,878	6,850
そ の 他 制 度	765,693	485,016	393,098
合 計	2,894,684	6,761,172	6,763,396

代位弁済

業種別代位弁済状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
食 料 品 工 業	794	213	537	1.7
織 維 品 工 業	428	55	256	0.8
木 材・木 製 品 工 業	15	0	11	0.0
家 具・建 具 工 業	17	67	57	0.2
紙 工 業	145	77	25	0.1
印 刷 製 本 業	1,292	1,155	750	2.3
化 学 工 業	78	32	17	0.1
石 油・石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0.0
ゴ ム 工 業	98	348	111	0.3
皮 革 工 業	602	100	391	1.2
窯 業	13	16	7	0.0
機 械 工 業	980	479	502	1.5
電 気 機 器 工 業	173	673	587	1.8
車 輛 工 業	87	82	0	0.0
船 舶 工 業	0	0	0	0.0
金 属 工 業	997	302	413	1.3
そ の 他 工 業	3,483	2,981	1,917	5.9
工業小計	9,201	6,582	5,580	17.2
農 林 漁 業	19	0	0	0.0
鉱 業	0	0	0	0.0
建 設 業	6,161	4,732	4,566	14.1
卸 売 業	15,872	10,614	9,436	29.0
小 売 業	7,754	6,744	5,054	15.6
運 輸 倉 庫 業	652	441	687	2.1
サ ー ビ ス 業	8,639	5,329	6,070	18.7
不 動 産 業	1,143	1,287	1,070	3.3
そ の 他 産 業	76	117	20	0.1
商業小計	40,316	29,265	26,903	82.8
合 計	49,517	35,846	32,483	100.0

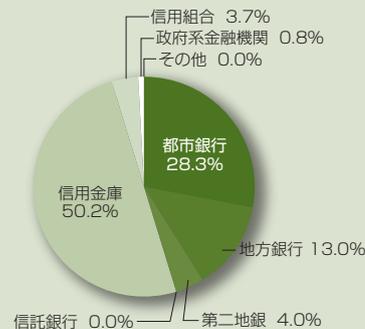


令和3年度

金融機関別代位弁済状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	構成比%
都 市 銀 行	17,955	11,647	9,197	28.3
地 方 銀 行	4,428	3,664	4,221	13.0
第 二 地 銀	2,293	1,921	1,294	4.0
信 託 銀 行	0	0	0	0.0
信 用 金 庫	22,509	16,352	16,319	50.2
信 用 組 合	1,922	1,692	1,193	3.7
政 府 系 金 融 機 関	408	562	259	0.8
そ の 他	4	10	0	0.0
合 計	49,517	35,846	32,483	100.0



令和3年度

*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・漁協・外国銀行・RCC・新生銀行・あおぞら銀行・SBJ銀行・イオン銀行(実績のないものも含む)

地区別代位弁済状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
千 代 田 区	3,156	2,098	2,202
中 央 区	3,705	3,144	3,554
港 区	3,325	3,044	2,847
新 宿 区	2,732	2,870	2,619
文 京 区	819	580	661
台 東 区	2,831	1,569	1,863
墨 田 区	2,063	1,027	1,177
江 東 区	1,589	1,603	596
品 川 区	2,178	791	1,210
目 黒 区	496	426	386
大 田 区	2,417	1,739	1,413
世 田 谷 区	1,923	884	1,206
渋 谷 区	5,093	4,433	2,499
中 野 区	1,008	374	531
杉 並 区	923	691	470
豊 島 区	1,435	1,172	1,047
北 区	453	612	615
荒 川 区	641	626	557
板 橋 区	1,079	513	647
練 馬 区	1,061	721	616
足 立 区	1,572	1,026	951
葛 飾 区	1,351	476	633
江 戸 川 区	1,861	1,381	1,206
市 町 村	5,808	4,036	2,960
島 し よ	0	10	20
合 計	49,517	35,846	32,483

資金使途別代位弁済状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
運 転 資 金	47,427	34,156	31,580
設 備 資 金	989	873	393
運 転 ・ 設 備	1,102	817	510
合 計	49,517	35,846	32,483

制度別代位弁済状況

(単位:百万円)

区 分	元年度	2年度	3年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	29,457	23,648	23,420
区 市 町 制 度	3,826	2,277	2,207
安 定 化	409	272	167
そ の 他 制 度	15,825	9,650	6,688
合 計	49,517	35,846	32,483

代位弁済額と回収金額の推移

全国倒産企業数の推移

(単位:件)

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
8,367	8,110	8,631	7,163	5,980

(出典:東京商工リサーチ「倒産月報」)

代位弁済額の推移

(単位:億円)

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
511	482	495	358	325

代位弁済率の推移

(単位:%)

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1.62	1.62	1.74	0.66	0.47

$$\text{代位弁済率} = \frac{\text{当該年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

回収金額の推移

(単位:億円)

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
138	123	112	98	89

求償権残高の推移

(単位:億円)

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
292	273	268	230	213

令和3年度決算

貸借対照表(令和4年3月31日現在)

※各金額は単位未満を四捨五入しているため合計金額と一致しません。

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	2,876	基本財産	322,452,126
預 け 金	474,184,272	基 金	15,364,251
		基金準備金	307,087,875
金 銭 信 託	13,000,000	制度改革促進基金	0
有 価 証 券	463,426,783	収支差額変動準備金	161,112,193
代位弁済の支払準備資産として国債・地方債等を保有しています。		責任準備金	41,010,326
その他有価証券	230,831	求償権償却準備金	11,741,957
動産・不動産	6,933,353	退職給与引当金	7,646,365
		保証債務	6,763,395,501
保証債務見返	6,763,395,501	求償権補填金	35,010
求 償 権	21,272,389	借 入 金	234,070,000
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、日本公庫からの保険金及び東京都・全国信用保証協会連合会からの損失補償補填金によるもの)を控除した額です。		長期借入金	234,070,000
雑 勘 定	12,621,136	短期借入金	0
未 収 利 息	515,629	雑 勘 定	213,603,664
未経過保険料	11,740,473	仮 受 金	105,257
その 他	365,035	保 険 納 付 金	630,845
当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。		損失補償納付金	78,418
合 計	7,755,067,141	未経過保証料	212,689,697
		未 払 保 険 料	11,473
		未 払 費 用	87,976
		合 計	7,755,067,141

預け金・現金

保証の呼び水として、この内2,341億円を各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として国債・地方債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、日本公庫からの保険金及び東京都・全国信用保証協会連合会からの損失補償補填金によるもの)を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出資金と金融機関等負担金からなる【基金】(154億円)と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】(3,071億円)の2つから構成されています。

86ページもご参照ください。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

借入金

東京都から借入をしています。借入金は保証の円滑な活用促進のため預託金として金融機関へ預け入れしています。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降に係わる保証料)を計上します。

収支計算書(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

※各金額は単位未満を四捨五入しているため合計金額と一致しません。

(単位:千円)

	科 目	金 額
責任共有負担金 責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。	経常収入	70,522,582
	保証料	60,728,365
	預け金利息	214,881
	有価証券利息・配当金	3,404,084
	損害金	224,367
	事務補助金	32,243
	責任共有負担金	5,769,545
信用保険料 日本公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)を計上しています。	雑収入	149,097
	経常支出	41,127,564
責任共有負担金納付金 責任共有負担金について、当協会と日本公庫との責任割合(平均填補率)に応じ、日本公庫にその一部を納付しています。	業務費	10,975,324
	借入金利息	0
	信用保険料	28,617,157
	責任共有負担金納付金	1,505,105
求償権償却 年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。	雑支出	29,977
	経常収支差額	29,395,019
	経常外収入	84,015,781
	償却求償権回収金	488,993
	責任準備金戻入	40,910,215
	求償権償却準備金戻入	12,789,991
	求償権補填金戻入	29,826,582
保険金	24,465,748	
責任準備金繰入 景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。	損失補償補填金	5,360,834
	その他収入	0
	経常外支出	84,982,258
	求償権償却	32,211,077
	譲受債権償却	0
	有価証券償却	0
	雑勘定償却	2,151
退職金	5,246	
求償権償却準備金繰入 協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。	責任準備金繰入	41,010,326
	求償権償却準備金繰入	11,741,957
保証料 決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。	その他支出 他	11,500
	経常外収支差額	-966,477
	制度改革促進基金取崩額	0
	収支差額変動準備金取崩額	0
	当期収支差額	28,428,542
	収支差額変動準備金繰入額	13,200,000
	基本財産繰入額	15,228,542

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

預け金利息等

代位弁済の支払準備金資産として金融機関に預け入れた預金の受取利息と保有している国債・地方債等からの利息・配当金です。

求償権補填金戻入

代位弁済により日本公庫から受領した保険金と東京都及び連合会から受領した損失補償補填金からなっています。

基本財産について－保証需要に応えるために不可欠な基本財産の充実－

基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものといえます。

当協会の最終的な代位弁済支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となってくるのです。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
3,072億円	3,072億円	3,225億円

当協会の場合、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の60倍と定められています。これを定款倍率※といえます。令和3年度末の基本財産は3,224億52百万円となりましたので、当協会がなし得る保証債務の最高限度額は、19兆3,471億円となります。

※令和3年度末の債務残高6兆7,634億円に対して基本財産は3,224億52百万円ですので、実際倍率は21.0倍となり、定款倍率60倍に対する消化率は35.0%となっております。

基本財産の構成

基本財産の内訳（令和3年度末）

基本財産		3,224億52百万円	構成比
内 訳	基 金	153億64百万円	4.8%
	出えん金	133億円	(4.1%)
	金融機関等 負担金	20億65百万円	(0.6%)
	基金準備金	3,070億88百万円	95.2%

* 出えん金の主な拠出者は都市銀行3億11百万円、東京都129億20百万円(国庫負担分66億8百万円)となっています。

* 金融機関等負担金の主な拠出者は都市銀行17億8百万円、地方銀行1億47百万円等となっています。

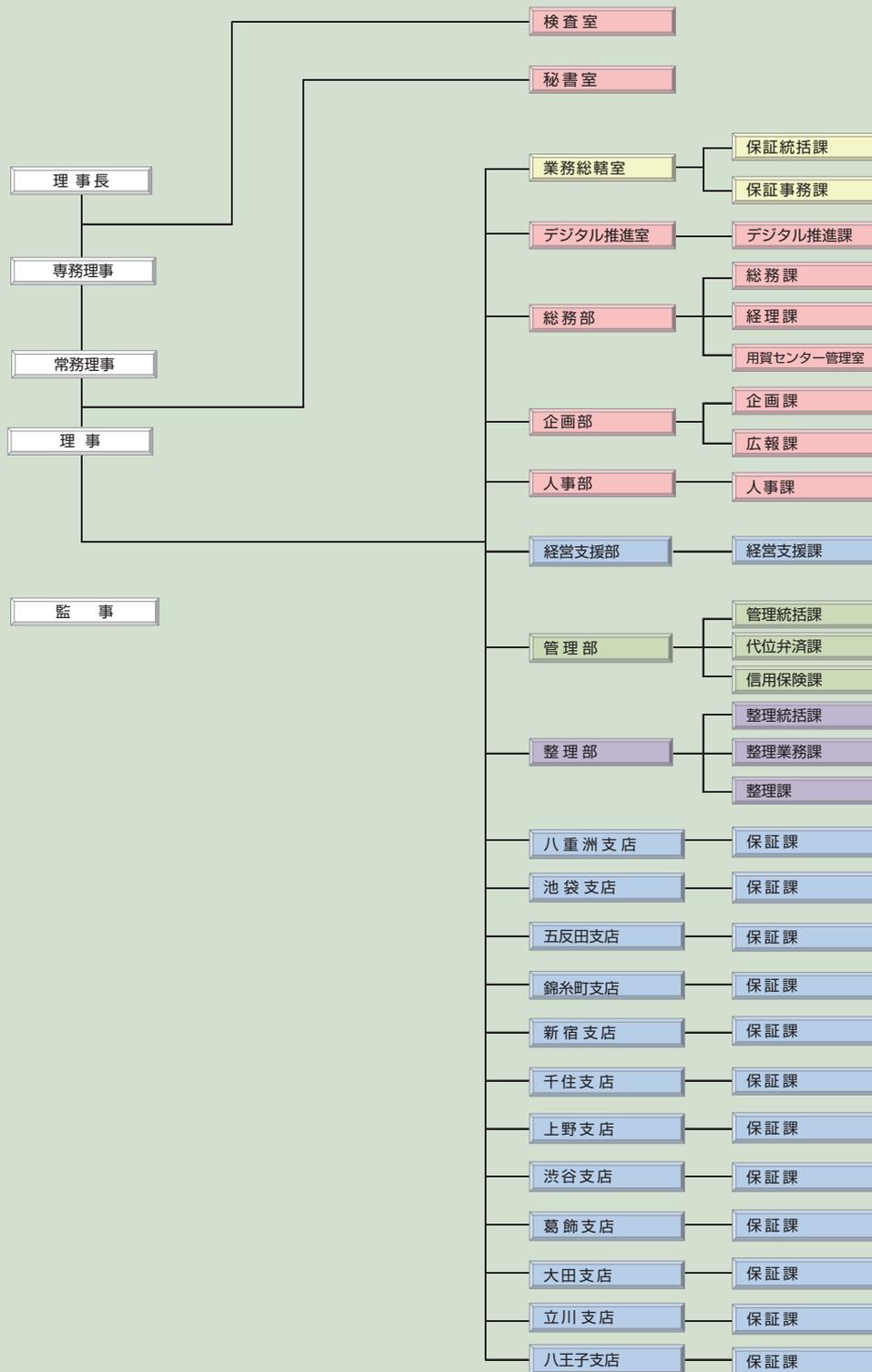
* 表中の各金額及び構成比は単位以下四捨五入しているため合計額と一致しません。

役員名簿

令和4年5月25日現在

役名	氏名	備考
理事長	山本 隆	常勤
専務理事	根本 厚	常勤
常務理事	菱川 高延	常勤
同	寺崎 久明	常勤
理事	天野 雅文	常勤
同	後藤 康博	常勤
同	池上 智	常勤
同	坂本 雅彦	東京都産業労働局長
同	小林 治彦	東京商工会議所常務理事
同	澁谷 哲一	東京都信用金庫協会会長
同	柳沢 祥二	東京都信用組合協会会長
同	石田 茂樹	りそな銀行専務執行役員
同	中野 良明	きらぼし銀行取締役常務執行役員
同	萩尾 太	商工組合中央金庫常務執行役員
同	柳田 晃嗣	みずほ銀行執行理事
同	高崎 栄一	三井住友銀行執行役員
同	澤田 実	三菱UFJ銀行執行役員
監事	泉 徹	常勤
同	吉村 憲彦	東京都財務局長
同	新江 孝	日本大学商学部教授

組織機構図



(令和4年4月1日現在)

当協会のあゆみ

昭和12年 8月	社団法人東京信用保証協会設立登記	昭和30年12月	八王子支所開設
同 12年 9月	業務開始	同 45年 1月	池袋支所開設
同 24年10月	財団法人東京信用保証協会設立登記	同 46年 4月	五反田支所開設
社団法人東京信用保証協会の一切を継承		同 47年 4月	立川支所開設
同 28年 8月	信用保証協会法公布施行	同 47年10月	錦糸町支所開設・本所分室設置
同 29年 7月	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更	同 50年 4月	新宿支所開設
同 33年 7月	中小企業信用保険公庫設立	同 55年 6月	千住支所開設
同 38年12月	保証債務の最高限度額引上げ	平成元年 5月	上野支所開設
基本財産の37.5倍から50倍		同 3年 4月	渋谷支所開設
同 61年11月	当座貸越根保証(略称 当貸L)の取扱い開始	同 5年 9月	葛飾支所開設
同 62年 2月	長期経営資金保証(略称 長経)の取扱い開始	同 7年 6月	用賀センター開設
同 62年 7月	事業者カードローン当座貸越根保証(略称 当貸S)の取扱い開始	同 8年 2月	大田支所開設
同 63年11月	1中小企業(業務方法書第1の1項の規定)に対する保証限度額を2億円に引上げ実施(現行の限度額)	同 10年 5月	本所建替のため移転・有楽町分室設置
平成 2年 4月	保証債務の最高限度額引上げ(現行の限度額)	同 12年 5月	新本所ビル完成により現在地に移転・本所分室・有楽町分室を統合
基本財産の50倍から60倍		同 16年 8月	「本所」「支所」を「本店」「支店」へ呼称変更
同 3年10月	基本理念及びシンボルマークを改定、コミュニケーションネーム「東京ギャランティ」(TOKYO GUARANTEE)を制定	同 18年 5月	創業アシストプラザ開設
同 7年11月	保証限度額の一部引上げと信用保証料の一部引下げを実施	同 19年 4月	創業アシストプラザ多摩分室開設
無担保保険に係る保証2,000万円から3,500万円		同 22年 7月	八重洲分室設置
特別小口保険に係る保証500万円から750万円		同 24年 4月	経営支援部設置
新事業開拓保証1億5,000万円から2億円(組合等は3億円から4億円)		同 31年 4月	本店保証課を八重洲支店に呼称変更。創業アシストプラザを全支店に展開
無担保保険または特別小口保険に係る保証の保証料率を5%引下げ			
同 9年 6月	季節資金特別保証制度(略称 季節)創設		
同 10年 4月	短期資金特別保証制度(略称 活力)創設		
同 10年 6月	保証対象中小企業者の範囲を拡大		
資本金1億円(卸売業7,000万円、小売・サービス業5,000万円)以下			
従業員300人(卸売業100人、小売・サービス業50人)以下			
同 10年10月	保証限度額の一部引上げ		
無担保保険に係る保証3,500万円から5,000万円			
特別小口保険に係る保証750万円から1,000万円			
	中小企業金融安定化特別保証制度(略称 安定化)創設		
同 11年 2月	中堅企業特別保証制度(略称 中堅)創設		
同 11年 9月	中小企業金融安定化特別保証制度 創業関連(略称 安定化S)、経営資源活用関連(略称 安定化V)の創設		
同 11年12月	保証対象中小企業者の範囲を拡大(現行の規模要件)		
資本金3億円(卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円)			
従業員300人(卸売・サービス業100人、小売業50人)			
同 12年 3月	第1回東京都CLO対応資金融資保証制度(略称 CLO)実施		
同 12年 4月	特定社債保証制度(略称 私募債)創設		
同 12年12月	保証限度額の一部引上げ		
無担保保険に係る保証5,000万円から8,000万円			
同 13年 1月	保証協会債権回収(株)設立		

- 同 13年 3月 中小企業金融安定化特別保証制度終了
- 同 13年 4月 保証協会債権回収(株)事業開始
- 同 13年12月 売掛債権担保融資保証制度(略称 **売債**)創設
保証限度額の一部引上げ

特別小口保険に係る保証1,000万円から1,250万円

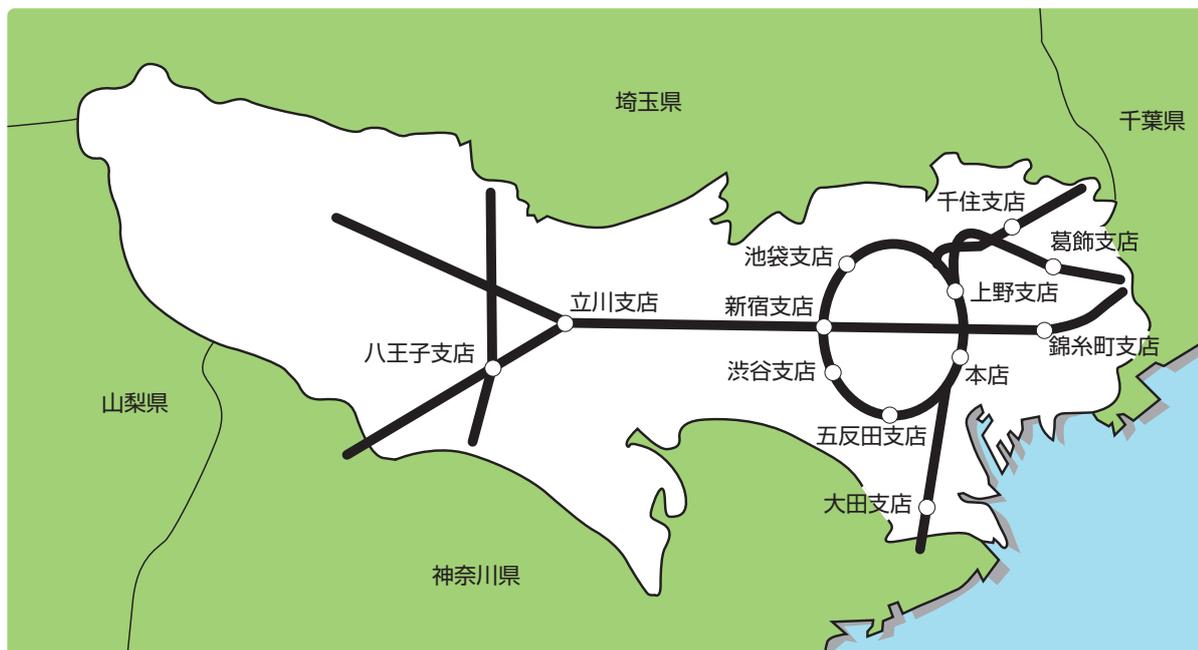
新事業創出関連保証の無担保保険に係る保証1,000万円から1,500万円

- 同 14年 4月 保証協会債権回収株式会社(東京営業所多摩分室)開設
- 同 14年12月 事業再生保証制度(略称 **再生**)創設
- 同 15年 2月 資金繰り円滑化借換保証制度(略称 **資金繰**)創設
- 同 15年 4月 信用保証料率改定
保証協会債権回収株式会社(東京営業所五反田分室・錦糸町分室・上野分室)開設
- 同 16年 1月 東京再生サポート保証制度(略称 **再生サポート**)創設
- 同 16年10月 無担保当座貸越根保証制度(略称 **当貸ホップ**)創設
- 同 18年 1月 特定社債保証制度(略称 **私募債**)拡充
- 同 18年 4月 信用保証料率体系の改正
保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件)
保証条件の緩和(連帯保証人)
当座貸越根保証制度改正
- 同 19年 5月 共同システムの稼働
- 同 19年 8月 流動資産担保融資保証(略称 **ABL**)、事業再生保証
特定信用状関連保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証の創設
- 同 19年10月 責任共有制度の実施
小口零細企業保証制度の創設
- 同 20年10月 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設
- 同 20年11月 予約保証制度の創設
- 同 21年 6月 中小企業承継事業再生関連保証の創設
- 同 21年 8月 商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証の創設
- 同 21年12月 条件変更対応保証制度の創設
- 同 22年 2月 景気対応緊急保証制度の創設
- 同 23年 3月 東日本大震災により被災した中小企業者に対する「災害関係保証」の取扱い開始
景気対応緊急保証制度終了
- 同 23年 5月 東日本大震災復興緊急保証制度の創設
- 同 24年 9月 東京企業力強化連携会議の構築
- 同 24年10月 経営力強化保証制度の創設
- 同 26年 1月 事業再生計画実施関連保証制度(略称 **改善サポート**)の創設
- 同 26年 2月 「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始、経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設
- 同 26年10月 プロパー貸付同時実行型特別保証制度(略称 **タイアップ**)の創設
創業保証における信用保証料の一部割引実施(略称 **アーリー1000**、**アーリー1500**)
平成27年3月末日まで取扱)
- 同 27年 4月 「企業サポート推進プロジェクト」発足
創業関連保証・創業等関連保証の信用保証料率引下げ
短期資金特別保証制度(略称 **活力**)の改正(新略称 **活力プラス**)
- 同 27年 8月 地域産業資源活用支援関連保証の創設
- 同 27年10月 特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証取扱開始
サポートワン特別保証制度(略称 **サポートワン**)の創設(平成28年3月末日まで取扱)
- 同 28年 3月 借換保証制度の改正(条件変更改善型借換保証(略称 **条変改善借換**))の創設
- 同 28年 7月 経営力向上関連保証の創設

同 28年 12月	ビジネスチャンス・ナビ2020連携保証制度(略称 ナビ連携)の創設(平成29年3月末日まで取扱) 健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度(略称 健康DS保証)の創設
同 29年 7月	地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証の創設
同 29年 9月	創立80周年記念特別保証制度(略称 サンクス80)の創設(平成30年3月末日まで取扱)
同 30年 4月	信用補完制度の見直し 保証限度額の一部引上げ 創業関連保険に係る保証1,000万円から2,000万円 特別小口保険に係る保証1,250万円から2,000万円 小口零細企業保証1,250万円から2,000万円
	危機関連保証制度の創設 経営安定関連保証5号の責任共有対象化 特定経営承継関連保証の創設 事業承継サポート保証制度(略称 持株承継)の創設 自主廃業支援保証制度(略称 自主廃業支援)の創設 財務要件型無保証人保証制度(略称 財務無保証人)の創設 経営者保証を不要とする保証事務取扱の変更
同 30年 8月	商店街活性化促進事業関連保証の創設 新技術等実証関連保証の創設 革新的データ産業活用関連保証の創設 先端設備等導入関連保証の創設 情報処理支援関連保証の創設 経営承継準備関連保証の創設 特定経営承継準備関連保証の創設
同 30年 9月	短期一括連携保証制度(略称 短期一括)の創設 長期一括連携保証制度(略称 長期一括)の創設 事業性評価連携保証制度(略称 事業性評価)の創設
同 30年 10月	技術等情報漏えい防止措置関連保証の創設
同 31年 4月	創業支援窓口を全12支店に拡充 創業カードローン当座貸越根保証制度(略称 アーリーカード)の創設 スマートカードローン当座貸越根保証制度(略称 スマートカード)の創設 タイアップ成長支援保証制度(略称 タイアップ)の創設
令和元年 7月	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証の創設 事業継続力強化関連保証の創設 連携事業継続力強化関連保証の創設
同 元年 10月	環境変化対応特別保証制度(略称 環境変化)の創設
同 2年 3月	新型コロナウイルス感染症に関する危機関連保証の発動
同 2年 4月	事業承継特別保証制度(略称 承継特別)の創設
同 2年 5月	感染症対応融資(全国制度)(略称 感染症全国)の取扱開始
同 3年 4月	伴走支援型特別保証制度(略称 伴走特別)の創設 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(略称 改善サポ感染)の創設
同 4年 4月	SDGs推進支援保証制度(略称 SDGs保証)の創設

(令和4年4月現在)

事業所のご案内



事業所一覧(令和4年4月1日現在)

■ 本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17

○八重洲支店(担当地域/千代田区・中央区・港区・島しょ)

TEL:03-3272-3151 FAX:03-3272-3155

○経営支援課

TEL:03-3272-3084 FAX:03-3272-1970

■ 池袋支店(担当地域/豊島区・板橋区・練馬区)

〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階

TEL:03-3987-5445 FAX:03-3987-7523

■ 五反田支店(担当地域/品川区・目黒区)

〒141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階

TEL:03-5447-8250 FAX:03-3443-1130

■ 錦糸町支店(担当地域/墨田区・江東区・江戸川区)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階

TEL:03-5608-2011 FAX:03-5608-2320

■ 新宿支店(担当地域/新宿区・中野区・杉並区)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル3階

TEL:03-3344-2251 FAX:03-3344-2390

■ 千住支店(担当地域/足立区・荒川区)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階

TEL:03-3888-7231 FAX:03-3888-7293

■ 上野支店(担当地域/台東区・文京区・北区)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階

TEL:03-3847-3171 FAX:03-3847-3191

■ 渋谷支店(担当地域/渋谷区・世田谷区)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階

TEL:03-5468-0135 FAX:03-5468-1037

■ 葛飾支店(担当地域/葛飾区)

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5

東京都城南地域中小企業振興センター3階

TEL:03-5680-0801 FAX:03-5680-0807

■ 大田支店(担当地域/大田区)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20

東京都城南地域中小企業振興センター3階

TEL:03-5710-3610 FAX:03-5710-3091

■ 立川支店

(担当地域/八王子支店担当地域以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアンティ立川ビル5階

TEL:042-525-6621 FAX:042-525-8712

■ 八王子支店

(担当地域/八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階

TEL:042-646-2511 FAX:042-646-1970

東京信用保証協会レポート2022

年月 2022年6月発行

発行 東京信用保証協会 企画部 広報課

住所 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-15 JOTOビル3階

電話 03(3272)3089

ホームページ <https://www.cgc-tokyo.or.jp>



東京信用保証協会